

第1回

# 公認心理師試験

# 受 験 の 手 引

受験申込 受付期間	平成30年5月7日(月)から 平成30年6月1日(金)まで(消印有効)
受験票	平成30年8月9日(木)投函(郵送)
試験日	平成30年9月9日(日)
合格発表	平成30年11月30日(金)

文部科学大臣、厚生労働大臣指定試験機関・指定登録機関

一般財団法人 日本心理研修センター

## はじめに

公認心理師の資格は、公認心理師法（平成27年法律第68号。以下「法」という。）に基づく国家資格です。

公認心理師は、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的な知識及び技術をもって、

- 1 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
- 2 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、支援その他の援助を行うこと。
- 3 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 4 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

を業とする者で、一定の受験資格を有する者が、国家試験を受験し、これに合格した者が所定の登録を受けることにより、公認心理師の資格を取得することができるものです。

公認心理師試験は、公認心理師として必要な知識及び技能について、筆記の方法により行います。

平成29年9月15日において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていた方で、文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定する講習会（以下「現任者講習会」という。）の課程を修了し、かつ、公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。）附則第6条で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を5年以上業として行った方には、受験資格の特例（法附則第2条第2項）が設けられています。

なお、施行規則附則第5条では、平成29年9月15日において、法第2条第1号から第3号までに掲げる業務を休止又は廃止した日から起算して5年を経過しない方については、平成29年9月15日において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていた方に準ずる方となるとされています。

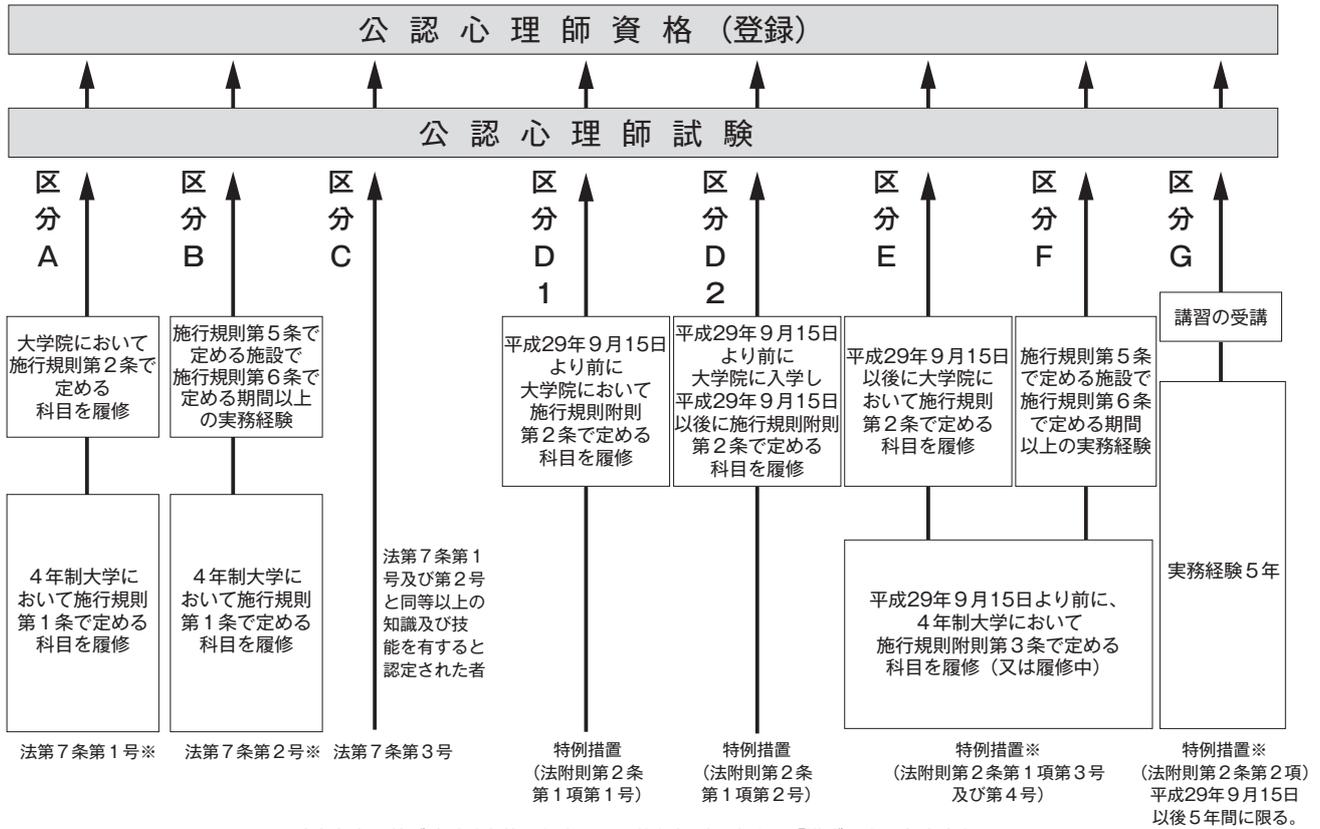
一般財団法人日本心理研修センター（以下「センター」という。）は、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けた指定試験機関・指定登録機関として、文部科学大臣及び厚生労働大臣に代わって公認心理師試験の実施及び登録の事務を行います。

なお、本手引は平成30年3月15日時点の法令等に基づき作成しています。受験申込みの際には、申込時点の法令等をご確認いただき、お申込みいただきますようお願いいたします。

【参考】

公認心理師の資格取得方法について

(日本心理研修センター)



※該当条文に基づく受験資格取得者には、施行規則で定める「準ずるもの」を含む。

# 受験の申込みにあたって

## 1 第1回公認心理師試験の受験資格【概要】

次のいずれかに該当する区分で受験申込みをしてください。

受験申込区分	受験のための要件(概要)	
<b>区分A</b> 法第7条第1号	大学及び大学院で、施行規則第1条及び第2条で定める科目を修めて卒業及び修了	
<b>区分B</b> 法第7条第2号	大学で、施行規則第1条で定める科目を修めて卒業、かつ、施行規則第5条で定める施設で2年以上実務を経験	
<b>区分C</b> 法第7条第3号	文部科学大臣及び厚生労働大臣が区分A及びBに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定	
<b>区分D1</b> 法附則第2条第1項第1号	平成29年9月15日より前に、大学院で施行規則附則第2条で定める科目(科目の読替えあり)を修めて修了	
<b>区分D2</b> 法附則第2条第1項第2号	平成29年9月15日より前に大学院に入学し、同日以後に施行規則附則第2条で定める科目(科目の読替えあり)を修めて大学院を修了	
<b>区分E</b> 法附則第2条第1項第3号	平成29年9月15日より前に大学に入学し、施行規則附則第3条で定める科目(科目の読替えあり)を修めて卒業(又は履修中)し、平成29年9月15日以後に大学院で施行規則第2条で定める科目(科目の読替え対象外)を修めて修了	
<b>区分F</b> 法附則第2条第1項第4号	平成29年9月15日より前に大学に入学し、施行規則附則第3条で定める科目(科目の読替えあり)を修めて卒業(又は履修中)し、かつ、施行規則第5条で定める施設で2年以上実務を経験	
<b>区分G</b> 法附則第2条第2項	平成29年9月15日に、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行い(又は業務を休止・廃止してから5年以内)、①文部科学大臣及び厚生労働大臣指定の現任者講習会を修了し、かつ、②施行規則附則第6条で定める施設で5年以上実務を経験	

9～10ページ「受験資格と受験申込区分」を参照

## 2 第1回公認心理師試験受験申込提出書類一覧

該当する受験申込区分ごとに提出書類一覧を縦に見て、「○」がついている書類が必要となります。必要な書類が提出されない場合は、受験申込みを受け付けできません。

提出書類	受験申込区分									記入例
	区分A	区分B (注)	区分C	区分D1	区分D2	区分E	区分F (注)	区分G		
(1) 受験申込書	○		○	○	○	○		○	14ページ	
(2) 写真・受験手数料振替払込受付証明書貼付用紙	○		○	○	○	○		○	15ページ	
(3) 修了証明書・科目履修証明書	○			○	○	○			16ページ	
(4) 実務経験証明書								○	17～24ページ	
(5) 実務経験を客観的に証明する書類等(個人事業の開業届出書等)【12ページ参照】								○	—	
(6) 現任者講習会修了書原本又は現任者講習会修了証明書原本								○	—	
(7) 公認心理師試験受験資格認定書写し及び原本(照合後返却)			○						—	
(8) 戸籍抄本(戸籍の個人事項証明書)(※外国籍の方は、住民票)	(結婚等により受験申込書と証明書等の氏名が異なっている場合に限り必要)								—	

(注) 第1回公認心理師試験の受験対象にはなりません。

## 目次

はじめに  
受験の申込みにあたって

### I 試験の概要

---

1	全体スケジュール	6
2	試験日時、試験範囲等	7
3	試験地と試験会場	8
4	受験申込みと受験手数料	8

### II 受験資格と受験申込区分

---

1	受験申込区分等一覧	9
2	【区分D】申込みの注意事項	11
3	【区分G】申込みの注意事項	12

### III 提出書類と記入例

---

1	受験申込書の記入例	14
2	写真・受験手数料振替払込受付証明書貼付用紙の記入例	15
3	修了証明書・科目履修証明書の記入例（区分D）	16
4	実務経験証明書の記入例（区分G）	17
5	送付用封筒の記入例	25
6	障害のある方等の受験上の配慮申請	26

### IV 受験申込後の注意事項

---

1	受験申込後の注意事項	27
2	受験申込書記載事項変更届の記入例及び提出する際の注意事項	29

## V 試験当日の注意事項

---

1	注意事項	30
2	試験会場に関する禁止事項等	30
3	不正を行った場合について	31
4	試験会場での携帯電話を含む通信機器等の取扱いについて	31
5	その他	31

## VI コード一覧

---

実務経験証明書の分野施設コード一覧	32
-------------------	----

## VII 関係法令資料

---

1	公認心理師法（抄）	34
2	公認心理師法施行令（抄）	37
3	公認心理師法施行規則（抄）	38

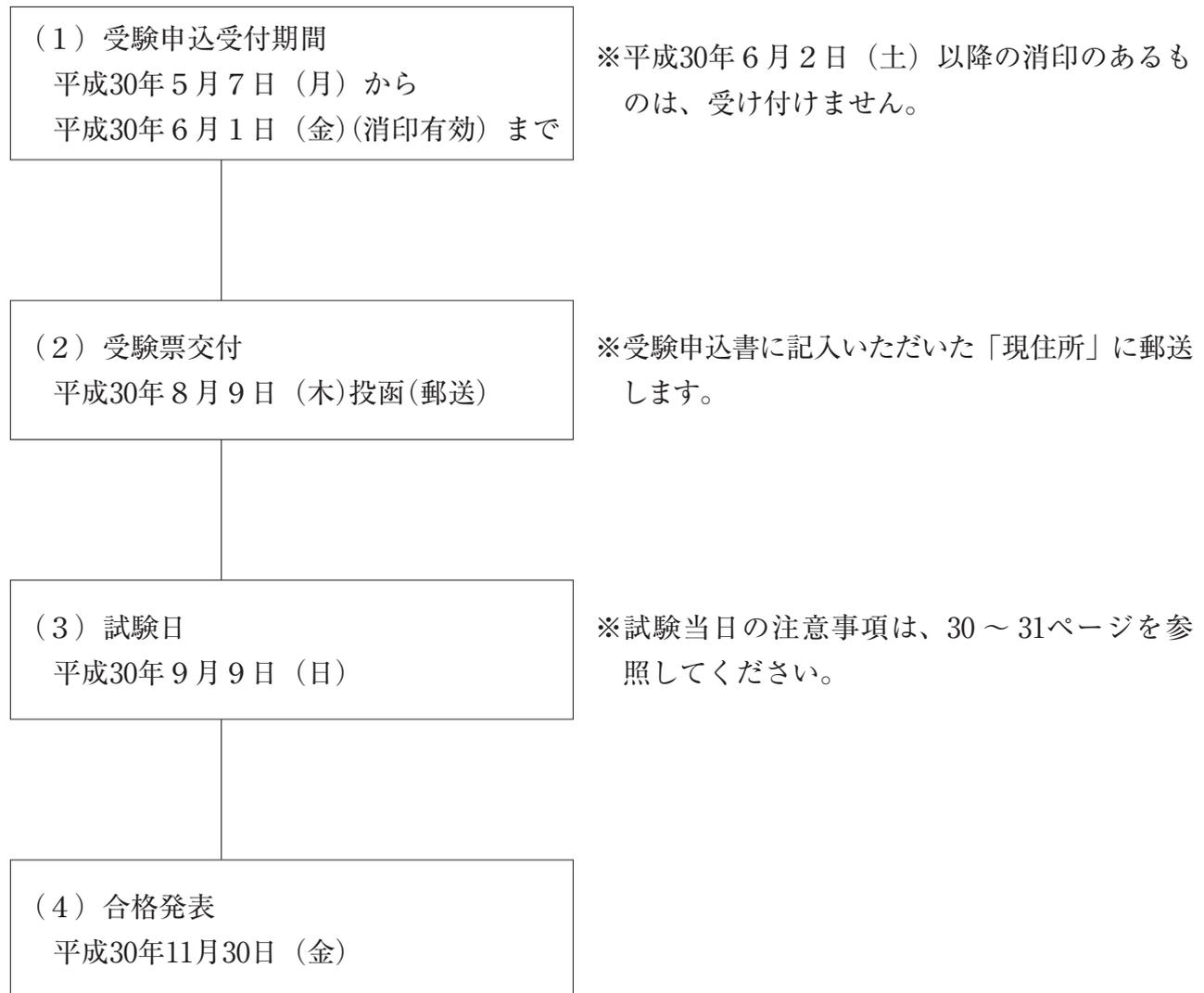
## VIII その他

---

個人情報の取扱いについて

# I 試験の概要

## 1 全体スケジュール



## 2 試験日時、試験範囲等

### (1) 公認心理師試験期日

平成30年9月9日（日曜日）

### (2) 試験範囲及び時間割

#### ア 試験範囲

公認心理師として具有すべき知識及び技能

#### イ 時間割

午 前	時 間
試験時間	10：00～12：00（120分）
弱視等受験者（1.3倍）	10：00～12：40（160分）
点字等受験者（1.5倍）	10：00～13：00（180分）

午 後	時 間
試験時間	13：30～15：30（120分）
弱視等受験者（1.3倍）	13：50～16：30（160分）
点字等受験者（1.5倍）	13：50～16：50（180分）

### (3) 出題基準

出題基準は、センターのホームページに掲載しています。

（URL）<http://shinri-kenshu.jp/>

### 3 試験地と試験会場

試験地 (6試験地)	東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、福岡県
	<p>(1) 受験希望地の選択は次の4つです。 東京都又は神奈川県、愛知県、大阪府又は兵庫県、福岡県</p> <p>(2) 受験希望地の選択忘れや複数選択がある場合は、センターが現住所で判断し、試験地を決定します。</p> <p>(3) 申込時に希望した「受験希望地」の変更はできません。</p> <p>(4) <b>1試験地に受験者が集中し、受入れができない場合は、センターで他の試験地への振替を行う場合があります。</b></p>
試験会場	受験票〔平成30年8月9日(木)投函(郵送)〕で試験会場名、会場最寄り駅をご案内します。
	<p>(1) 試験会場の問合せには、一切応じられません(試験会場は受験票発送をもってお伝えします。)</p> <p>(2) 受験票で指定した試験会場以外では、受験できません。試験会場は、受験票で必ず確認してください。</p>

### 4 受験申込みと受験手数料

受付期間	平成30年5月7日(月)から6月1日(金)(消印有効)まで ※ 6月2日(土)以降の消印のあるものは受け付けません。
申込先	一般財団法人 日本心理研修センター 公認心理師試験 受付係 ※ <u>受験申込後</u> の提出書類のあて先は28ページを参照してください。
申込方法	※ 受験申込送付用封筒(オレンジ色)を使用し、不着等の事故を防止するため、 <u>必ず「簡易書留」で郵送</u> してください。簡易書留の控えは、受験票を受け取るまで保管してください。 <b>簡易書留以外の方法で郵送し、不着等の事故が生じた場合には、センターでは責任を負いません。</b>
受験手数料	払込金額 28,700円 払込期限 平成30年6月1日(金)まで(厳守) ※ 6月2日(土)以降の払込みのものは受け付けません。 ※ 振替払込請求書兼受領証は大切に保管してください。

※ 受験票の交付及び合格発表の期日については、6ページを参照してください。

## Ⅱ 受験資格と受験申込区分

### 1 受験申込区分等一覧

受験申込区分	公認心理師法、 施行規則等	対 象 者	第 1 回公認心理師試験受験対象者の 有無等
【区分A】	法第7条第1号	大学（短期大学を除く。区分Cの外国の大学を除き、以下同じ。）において、施行規則第1条で定める科目を修めて卒業し、かつ、大学院において施行規則第2条で定める科目を修めて修了した者その他施行規則第4条第1項で定める者	<b>第1回公認心理師試験の受験対象者は、ほぼ想定されていません。</b>  大学では施行規則第1条で定める科目を、大学院では施行規則第2条で定める科目を修めなければならない、いわゆる科目の読替え（※）は適用されません。
【区分B】	法第7条第2号  平成29年9月15日 29文科初第882号 障発0915第10号  平成29年12月8日 29文科初第1166号 障発1204第3号	大学において、施行規則第1条で定める科目を修めて卒業した者その他施行規則第4条第2項で定める者であって、施行規則第5条で定める各施設（文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めるものに限る。）において、2年以上、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為の業務に従事した者	<b>第1回公認心理師試験の受験対象にはなりません。</b>  施行規則第5条で定める各施設は、大学院修了者と同等以上の専門的な知識及び技能を修得させるものとして、文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めるものでなければなりません。
【区分C】	法第7条第3号  平成30年1月31日 29文科初第1390号 障発0131第2号	外国の大学において心理に関する科目を修めて卒業、かつ、外国の大学院において心理に関する科目を修めてその課程を修了した者等	<b>以下の申請により認定を受けた方が受験対象となります。</b>  当該国の大使館等公的機関の証明、その他認定基準を満たすことが分かる書類等必要書類を整え、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室に受験資格認定申請を行います。
【区分D1】	法附則第2条第1項 第1号  施行規則附則第2条  平成29年9月15日 29文科初第881号 障発0915第9号	平成29年9月15日より前に大学院を修了した者で、施行規則附則第2条で定める公認心理師となるために必要な科目を修めた者	<b>第1回公認心理師試験の受験対象となります。</b>  平成29年9月15日より前に大学院を修了し、いわゆる科目の読替えが証明された方
【区分D2】	法附則第2条第1項 第2号  施行規則附則第2条  平成29年9月15日 29文科初第881号 障発0915第9号	平成29年9月15日より前に大学院に入学し、平成29年9月15日以後に、施行規則附則第2条で定める公認心理師となるために必要な科目を修め大学院の課程を修了した者	<b>第1回公認心理師試験の受験対象となります。</b>  平成29年9月15日時点において大学院に在学中であり、平成30年3月大学院修了者を含め、平成29年9月15日以後に大学院を修了し、いわゆる科目の読替えが証明された方

※履修科目を法附則第2条第1項第1号から第4号までに規定する科目に該当することとする。

<p>【区分E】</p> <p>法附則第2条第1項第3号</p> <p>平成29年9月15日29文科初第881号障発0915第9号</p>	<p>平成29年9月15日より前に大学に入学し、施行規則附則第3条で定める公認心理師となるために必要な科目を修めて卒業した者その他施行規則附則第4条で定める者であって、平成29年9月15日以後に大学院において施行規則第2条で定める科目を修了した者</p>	<p><b>第1回公認心理師試験の受験対象者は、ほぼ想定されていません。</b></p> <p>大学については、いわゆる科目の読替えが適用されますが、大学院については科目の読替えは適用されず、施行規則第2条で定める大学院で修めべき科目の修了が必要となります。</p>
<p>【区分F】</p> <p>法附則第2条第1項第4号</p> <p>平成29年9月15日29文科初第881号障発0915第9号</p> <p>平成29年9月15日29文科初第882号障発0915第10号</p> <p>平成29年12月4日29文科初第1166号障発1204第3号</p>	<p>平成29年9月15日より前に大学に入学し、施行規則附則第3条で定める公認心理師となるために必要な科目を修めて卒業した者その他施行規則附則第4条で定める者であって、施行規則第5条で定める各施設（文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めるものに限る。）において、2年以上、法第2条の第1号から第3号までに掲げる行為の業務に従事した者</p>	<p><b>第1回公認心理師試験の受験対象にはなりません。</b></p> <p>大学については、いわゆる科目の読替えが適用されますが、施行規則第5条で定める各施設は、大学院修了者と同等以上の専門的な知識及び技能を修得させるものとして、文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めるものでなければなりません。</p>
<p>【区分G】</p> <p>法附則第2条第2項</p> <p>平成29年9月15日29文科初第882号障発0915第10号</p>	<p>上記【区分A】～【区分F】以外の方で、平成29年9月15日時点で法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っている者（いわゆる現任者。平成29年9月15日時点で業務を休止又は廃止してから5年を経過しない者を含む。）で、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 文部科学大臣及び厚生労働大臣指定の現任者講習会を修了した者 かつ、</li> <li>2 施行規則附則第6条で定める施設において、5年以上、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った者</li> </ol>	<p>左記の条件を満たした場合、第1回公認心理師試験の受験対象となります。</p> <p>常態として週1日以上業務を行った（以下「実務経験」という。）施設のうち、施行規則附則第6条第2号の文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国又は地方公共団体が心理に関する支援を実施している施設</li> <li>2 法人・個人（原則、税務署に開業の届出を行っている者に限る。）が、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていることが客観的に明らかである場合とされています。 <p>実務経験の証明については、17～24ページの記入例を参照してください。</p> <p>また、上記施行規則附則第6条第2号の施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為の業務を行っていることを客観的に明らかにする証明書類については、12ページ（【区分G】申込みの注意事項の注3）を参照してください。</p> </li></ol>

## 2 【区分D】 申込みの注意事項

【区分D】の対象者は以下のとおりです（いわゆる科目の読替えの対象）。

受験申込区分	公認心理師法、施行規則	対 象 者
【区分D1】	法附則第2条第1項第1号 施行規則附則第2条	平成29年9月15日より前に大学院の課程を修了した方で、施行規則附則第2条で定める公認心理師となるために必要な科目を修めた者
【区分D2】	法附則第2条第1項第2号 施行規則附則第2条	平成29年9月15日より前に大学院に入学した方で、同日以後に、施行規則附則第2条で定める公認心理師となるために必要な科目を修めて大学院の課程を修了した者

施行規則附則第2条で定める公認心理師となるために必要な科目は、以下のとおりです。

- (1) 保健医療分野に関する理論と支援の展開
  - (2) 次の科目のうち2科目以上
    - ア 福祉分野に関する理論と支援の展開
    - イ 教育分野に関する理論と支援の展開
    - ウ 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開
    - エ 産業・労働分野に関する理論と支援の展開
  - (3) 次の科目のうち2科目以上
    - ア 心理的アセスメントに関する理論と実践
    - イ 心理支援に関する理論と実践
    - ウ 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践
    - エ 心の健康教育に関する理論と実践
  - (4) 心理実践実習
- ただし、実習する施設の分野及び時間数は問いません。

※ 一つの必要な科目に対応している開講科目を、他の必要な科目に対応する科目とすることはできません。

上記施行規則附則第2条で定める「公認心理師となるために必要な科目」に該当する科目の履修証明（必要な科目への読替え）については、大学院より『公認心理師試験 修了証明書・科目履修証明書』（16ページの記入例を参照）による証明を受け、受験申込書に添付する必要があります。

### 3 【区分G】申込みの注意事項

- (1) 平成29年9月15日において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていた方で、

文部科学大臣及び厚生労働大臣指定の現任者講習会（注1）を修了した者

+

施行規則附則第6条に掲げる施設（注2）で、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を、5年以上、業として行った者（注3）

に該当する場合、受験資格があります。

- (注1) 厚生労働省ホームページ「公認心理師現任者講習会」に掲げる現任者講習会

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000180900.html>

- (注2) 32～33ページに記載する施設

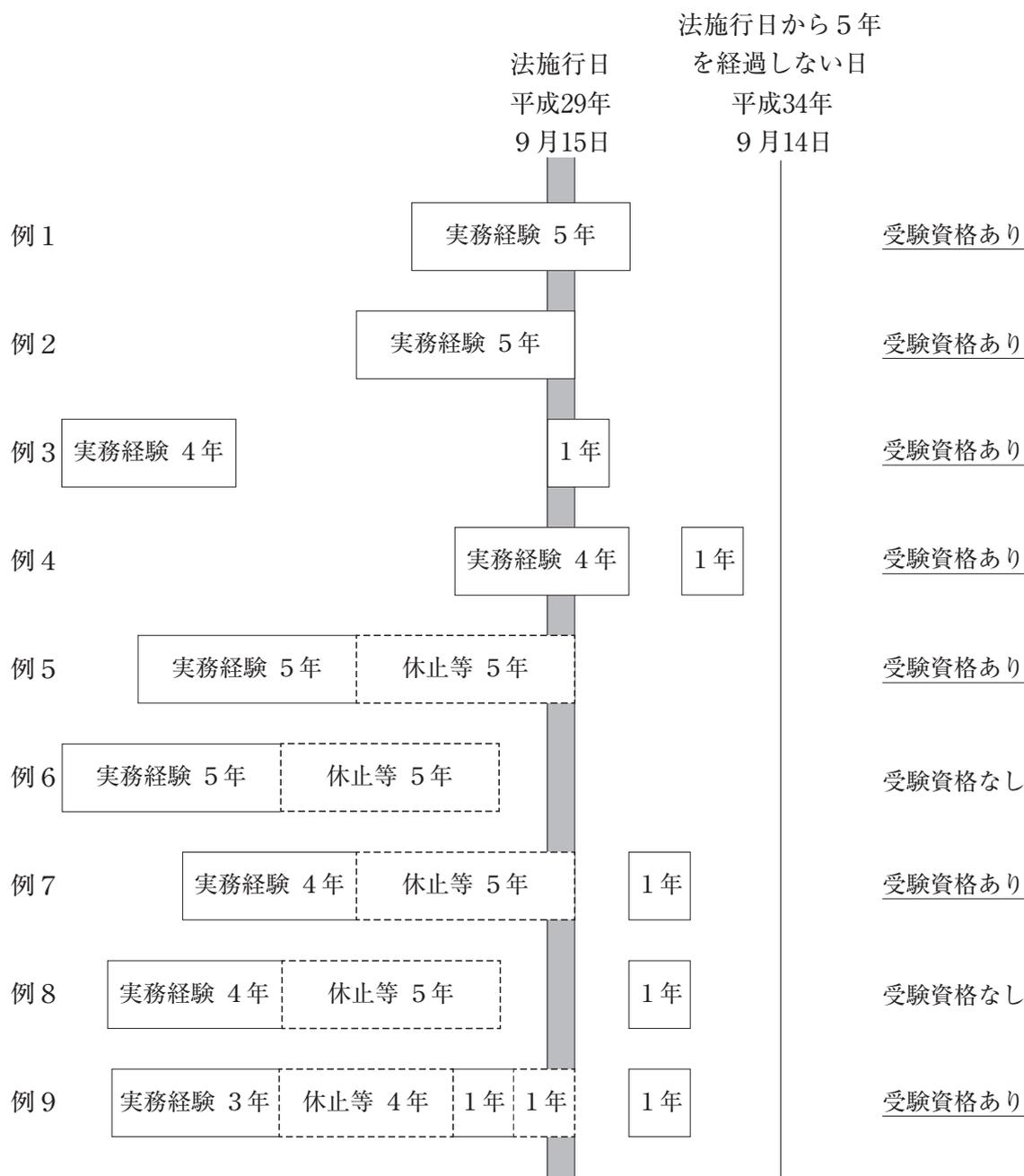
- (注3) 「業として行った者」とは、以下の書類の提出により、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていたことが確認された方をいいます。

法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った施設		提出書類
ア	施行規則第5条第1号から第25号までに掲げる施設	施設の代表者による証明がある実務経験証明書
イ	国又は地方公共団体が、心理に関する支援を要する者に対し、心理に関する支援を実施している場合は、当該施設	なお、受験申込者本人が施設の代表者である場合は、代表者であることがわかる書類（※）を添付願います。 ※「会社・法人登記簿謄本」、「定款」等
ウ	上記ア及びイに該当する施設のほか、法人又は個人（原則として税務署に開業の届出を行っている者に限る。）が法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていることが客観的に明らかである場合は、当該施設（個人又は法人の私設の相談室等）	施設の代表者による証明がある実務経験証明書 + 「税務署への開業届」、「会社・法人登記簿謄本」、「定款」等において、当該施設又は個人が法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていたことが明確に判断できる箇所の写しを添付願います。

- (2) 適法に、法第2条第1号から第3号までに掲げる業務を業として行っていた方で、平成29年9月15日時点で当該業務を休止し、又は廃止した日から起算して5年を経過しない方は、(1)における、平成29年9月15日において法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていた方と同様、【区分G】の対象となります。

【参考】

いわゆる「現任者」の実務経験期間の具体的な考え方の例について



例1～4は、法の施行の際、現に業を行っている者。

例5、7及び9は、平成29年9月15日において当該業務を休止し、又は廃止した日から起算して5年を経過しない者。

※ 実務経験が5年未満の方は、【区分G】には、該当しません。

※ 下記の期間において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていない方は、【区分G】には、該当しません。

平成24年9月16日～平成29年9月15日（法施行日）

# Ⅲ 提出書類と記入例

## 1 受験申込書の記入例

結婚等により受験申込書の氏名と証明書等の氏名が異なっている場合は、戸籍抄本(戸籍の個人事項証明書。外国籍の方は住民票)を必ず提出してください。

氏名は、必ず戸籍(外国籍の方は住民票)に記載された氏名を記入してください(フリガナはカタカナで記入)。

現住所を郵便番号から間違いないよう記入してください(受験票等の通知書類の送付先となります)。

電話番号・携帯電話番号は、どちらか1つは必ず記入してください。なお、平日9時~17時で必ず連絡をとることができる番号を記入してください。

希望する地区を1つだけ選択し、チェックしてください。なお、申込後に希望した「受験希望地」の変更はできません。

受験申込者本人の該当する受験申込区分を必ず1つだけ選択し、チェックしてください。  
※「区分B」「区分F」については、第1回公認心理師試験の受験対象にはなりません。

配慮を希望する場合は、事前にセンターへ配慮申請書の請求・記入・提出が必要となります。  
※詳しくは26ページの「障害のある方等の受験上の配慮申請」をご確認ください。

受験申込者本人の氏名と記入日を必ず記入してください(記入には、ボールペン又は万年筆を使用してください。消せるボールペンは使用不可です)。

### 第1回 公認心理師試験受験申込書

フリガナ	(セイ) シンリ	(メイ) ハナコ	
氏名	(姓) 心理	(名) 花子	※ 事務使用欄
生年月日(西暦)	19××年××月××日		
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	本籍地(外国の国籍の場合はその国籍)	東京 <input checked="" type="checkbox"/> 都道府県
現住所	〒××××-×××× 東京 <input checked="" type="checkbox"/> 都道府県 ××区××町×-×-× ※日本心理研修センターからの受験票等の通知書類は、原則「現住所」に送付します。		
勤務先等住所	〒□□□□-□□□□ 都道府県 ※「勤務先等住所」の記入は任意です。なお、勤務先を記入する場合には部署名も必ず記入してください。また、現住所が外国の場合は必ず国内の書類送付先住所を記入してください。		
電話番号	××(××××)××××	携帯電話番号	×××(××××)××××
受験希望地	<input checked="" type="checkbox"/> 東京・神奈川	<input type="checkbox"/> 愛知	<input type="checkbox"/> 大阪・兵庫 <input type="checkbox"/> 福岡
受験申込者は、下記の該当する受験申込区分の□に✓を記入してください。			
受験申込区分	受験資格該当項目：公認心理師法(以下「法」という。)	受験のための要件(概要)	
<input type="checkbox"/> 区分A	法第7条第1号	大学及び大学院で、施行規則第1条及び第2条で定める科目を修めて卒業及び修了	
<input type="checkbox"/> 区分B	法第7条第2号	大学で、施行規則第1条で定める科目を修めて卒業、かつ、施行規則第5条で定める施設で2年以上実務を経験	
<input type="checkbox"/> 区分C	法第7条第3号	文部科学大臣及び厚生労働大臣が区分A及びBに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者	
<input type="checkbox"/> 区分D1	法附則第2条第1項第1号	施行日(注)より前に、大学院で施行規則附則第2条で定める科目(科目の読替えあり)を修めて修了	
<input type="checkbox"/> 区分D2	法附則第2条第1項第2号	施行日(注)より前に大学院に入学し、施行日以後に施行規則附則第2条で定める科目(科目の読替えあり)を修めて大学院を修了	
<input type="checkbox"/> 区分E	法附則第2条第1項第3号	施行日(注)より前に大学に入学し、施行規則附則第3条で定める科目(科目の読替えあり)を修めて卒業(又は履修中)し、施行日以後に大学院で施行規則第2条で定める科目(科目の読替え対象外)を修めて修了	
<input type="checkbox"/> 区分F	法附則第2条第1項第4号	施行日(注)より前に大学に入学し、施行規則附則第3条で定める科目(科目の読替えあり)を修めて卒業(又は履修中)し、かつ、施行規則第5条で定める施設で2年以上実務を経験	
<input checked="" type="checkbox"/> 区分G	法附則第2条第2項	施行日(注)に、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行い(又は業務を休止・廃止してから5年以内)、①文部科学大臣及び厚生労働大臣指定の現任者講習会を修了し、かつ、②施行規則附則第6条で定める施設で5年以上実務を経験	
身体に障害のある者等の受験上の配慮希望		<input type="checkbox"/> 希望する ←配慮が必要な場合、事前に日本心理研修センターへの申し出が必要となります。	

(注) 平成29年9月15日に施行。

上記により、公認心理師試験を受験したいので申し込みます。

(以下は必ずボールペン又は万年筆を使用してください。消せるボールペンは使用不可です。)

(西暦)2018年××月××日

一般財団法人 日本心理研修センター 理事長 殿

氏名 心理 花子

この欄には記入しないでください。

## 2 写真・受験手数料振替払込受付証明書貼付用紙の記入例

事務使用欄

※この欄には記入しないでください。

**第1回 公認心理師試験**

**写真・受験手数料振替払込受付証明書貼付用紙**

フリガナ	シ リ ハ ナ コ
申込者氏名	心理 花子

**振替払込受付証明書(お客さま用)**  
(ご依頼人⇒郵便局・ゆうちょ銀行・銀行⇒ご依頼人)

口座番号	0 0 1 3 0 0 5 7 1 8 4 8
加入者名	一般財団法人 日本心理研修センター
払込金額	千 百 十 万 千 百 十 円 2 8 7 0 0
無込先	みずほ銀行本郷支店 普通預金 2996318
※	〒XXXX-XXXX XXXXXC
(住所)	東京都XX区XX町X-X-X
(氏名)	心理 花子
(電話)	XX-XXXX-XXXX

日附印

(承認番号東証第2197号) (日本心理研修センター提出用)

・6か月以内に撮影した写真を貼付してください。  
・写真の裏面に氏名・生年月日を記入してください。  
・写真は縦4.5cm 横3.5cmの証明写真をのり付けしてください。  
・脱帽して正面から撮影した写真を使用してください。

事務使用欄

A B C

— — —

※この欄には記入しないでください。

申込者 チェック欄	氏名の記入	振替払込受付 証明書貼付	顔写真貼付
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

※最後にご確認のうえ、チェックしてください。

・払込者(「ご依頼人」欄)は、受験申込者本人の氏名を記入してください。  
・受験手数料は28,700円です。  
・払込は平成30年6月1日(金)までの収納印(日附印)のあるものに限り受け付けます。  
・払込の際に必要な「手数料」は、払込者負担となります。  
・書類を提出いただく際は、「受験の手引」の記入例を参考に、提出書類に漏れが無いかご確認ください。  
・必ず「ゆうちょ銀行(郵便局)、その他金融機関の窓口」でお支払いください。  
・日本心理研修センターから領収書は発行しません(「振替払込請求書兼受領証」(本人控え用)が領収書です)。  
・受験申込書の受付後は、受験手数料は返還できません(公認心理師法9条の規定による)。

**※裏面のアンケートを必ず記入してください。**

- ・6か月以内に撮影した写真を貼付してください。
- ・写真の裏面に氏名・生年月日を記入してください。
- ・写真は縦4.5cm 横3.5cmの証明写真をのり付けしてください(スナップ写真は不可)。
- ・脱帽して正面から撮影した写真を使用してください(サングラス・マスク不可)。
- ・顔写真は下記の良い例・悪い例を確認のうえ、用意してください。

顔写真の良い例

顔写真の悪い例

×濃い

×薄い

×背景が暗い

×髪が目にかかっている

×正面を向いていない

×背景に色々入り込んでいる

ゆうちょ銀行(郵便局)、その他金融機関の窓口で払込み後、日附印が押印されているか確認してください。

記入と貼付後に必ずチェックしてください。

「振替払込受付証明書(お客さま用)」を上記の所定位置に必ず貼り付けてください(コピー不可)。

**第1回公認心理師試験受験者用**

払込金額 **28,700円**

払込み前に、必ずご確認ください。

※28,700円は、公認心理師試験の受験手数料となります。

(払込期限 平成30年6月1日(金)まで(厳守))

※必ず「ゆうちょ銀行(郵便局)、その他金融機関の窓口」で払込みを行ってください。(払込方法は「受験の手引」を参照してください。)

**貼り付け用**

ゆうちょ銀行(郵便局)、その他金融機関の窓口で払込みの後、日附印が押印されているか確認し、「第1回公認心理師試験 写真・受験手数料振替払込受付証明書貼付用紙」の所定の欄に必ず貼り付けてください。(コピー不可)

本人控え用

申込者様の領収証となりまうので、大切に保管してください。

<p>00 東京 払込取扱票(振込通知書)</p> <p>0013000571848</p> <p>一般財団法人 日本心理研修センター</p> <p>みずほ銀行本郷支店 普通預金 2996318</p> <p>〒XXXX-XXXX 電話番号 XX-XXXX-XXXX</p> <p>住所 東京都XX区XX町X-X-X</p> <p>氏名 シ リ ハ ナ コ</p> <p>心理 花子</p> <p>日附印</p>	<p>払込票</p> <p>0013000571848</p> <p>一般財団法人 日本心理研修センター</p> <p>みずほ銀行本郷支店 普通預金 2996318</p> <p>住所 東京都XX区XX町X-X-X</p> <p>氏名 心理 花子</p> <p>日附印</p>	<p>払込金受入票(振込依頼書)</p> <p>0013000571848</p> <p>一般財団法人 日本心理研修センター</p> <p>みずほ銀行本郷支店 普通預金 2996318</p> <p>住所 東京都XX区XX町X-X-X</p> <p>氏名 心理 花子</p> <p>日附印</p>	<p>振替払込請求書兼受領証</p> <p>0013000571848</p> <p>一般財団法人 日本心理研修センター</p> <p>みずほ銀行本郷支店 普通預金 2996318</p> <p>住所 東京都XX区XX町X-X-X</p> <p>氏名 心理 花子</p> <p>日附印</p>
--	--	--	--

15

### 3 修了証明書・科目履修証明書の記入例（区分D）

・「修了証明書・科目履修証明書」は、受験申込者自身が作成するものではありません。学長等の証明権限を有する者から発行されたものを提出する必要があります。

大学院用

区分D

修了

**公認心理師試験**  
**修了証明書・科目履修証明書**  
[公認心理師法施行規則附則第2条に規定する科目]

フリガナ 氏 名	<small>（姓）</small> シン リ <b>心理</b>	<small>（名）</small> ハナ コ <b>花子</b>	生 年 月 日
研究科・専攻	〇〇研究科 △△△専攻		<small>（西暦）</small> XXXX年XX月XX日 生
入学年月	<small>（西暦）</small> XXXX年XX月	修了年月	<small>（西暦）</small> XXXX年XX月

	大学院における必要な科目	履修	対応する開講科目
I	1 保健医療分野に関する理論と支援の展開	<input checked="" type="checkbox"/>	〇〇〇〇論
	2 福祉分野に関する理論と支援の展開	<input checked="" type="checkbox"/>	△△△△学
	3 教育分野に関する理論と支援の展開	<input type="checkbox"/>	
	4 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	<input checked="" type="checkbox"/>	××××論
	5 産業・労働分野に関する理論と支援の展開	<input type="checkbox"/>	
	上記Iの5科目のうち、履修した科目数	3科目	左記Iの5科目のうち、1を含む3科目以上を履修すること
II	6 心理的アセスメントに関する理論と実践	<input checked="" type="checkbox"/>	▽▽▽▽▽実習、◆◆◆◆論
	7 心理支援に関する理論と実践	<input checked="" type="checkbox"/>	□□□□□論
	8 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	<input checked="" type="checkbox"/>	◇◇◇◇◇論、●●●●論
	9 心の健康教育に関する理論と実践	<input type="checkbox"/>	
		上記IIの4科目のうち、履修した科目数	3科目
III	10 心理実践実習	<input checked="" type="checkbox"/>	〇〇〇〇〇〇実習
		上記IIIの10の履修	1科目

(注) 1 一つの必要な科目に対応しているとした開講科目を、他の必要な科目に対応する科目として記入することはできません。（「履修」欄は、履修した科目の□に✓点でチェックしてください。また履修していない科目の□を取り消し線で消してください。）

2 本証明書は、受験申込者自身が作成するものではありません。学長等の証明権限を有する者から発行されたものを提出する必要があります。

3 本証明書の記入にあたって、手書きの場合は必ずボールペン又は万年筆を使用してください（消せるボールペンは使用不可）。

上記の者は、当大学院において、大学院における必要な科目と定められた上記科目を修めてその課程を修了したことを証明します。

（西暦）  
XXXX年 XX月 XX日

所在地 東京都〇〇区〇〇町 ×-×-×

大学名 〇〇〇〇大学大学院

大学代表者氏名 〇〇 〇〇

事務使用欄  
※何も記入しないでください。

印

・氏名：フリガナを忘れず記入してください。  
・生年月日：西暦で記入してください。  
・研究科・専攻：在籍した研究科・専攻の名称を記入してください。  
・年度ではなく、入学及び修了した年月を西暦で記入してください。

平成29年9月15日付「文科初第881号・障発0915第9号公認心理師法附則第2条第1項第1号から第4号までに規定する公認心理師になるために必要な科目の取扱いについて」の別表2に記載の各科目ごとの「含まれる事項」を確認の上、記入願います。

証明書の発行日を西暦で記入し、所在地・大学名・大学代表者氏名を記入し、学長等の証明権限を有する者の発行する証明印を押印してください。

16

#### 4 実務経験証明書の記入例（区分G）

「実務経験証明書」は、証明者（受験申込者が、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った施設の代表者等）が作成するもので、受験申込者が作成するものではありません。

【法附則第2条第2項第2号の「実務経験証明書」記入事例パターン】

※法施行日は平成29(2017)年9月15日

具 体 例		業務を行った期間
<p><b>例1. 単一の施設において業務を行った場合</b> (19ページの「例1」記入見本参照)</p> <p>2008/4/1 ~</p> <p>10年1か月 (A病院に勤務)</p>	<p>法 施 行 日</p> <p>2018/4/30</p>	<p>10年1か月</p> <p>※「実務経験証明書」作成日を2018年4月30日とした場合の例</p>
<p>実務経験証明書に係る提出書類</p> <p>【例1は、施行規則第5条第5号の施設で実務を経験した例】</p> <p>○ 施設の代表者による<b>実務経験証明書</b> ※受験者本人が施設の代表者である場合は、代表者であることが分かる書類を添付</p>		
<p><b>例2. 異なる複数の施設において一時期並行して業務を行った場合</b> (20ページの「例2」記入見本参照)</p> <p>2014/4/1 ~ 2018/4/30 4年1か月 (B中学校にSCとして勤務)</p> <p>2012/4/1 ~ 2015/3/31 3年 (C病院に勤務)</p> <p>2年 (C病院勤務期間) 1年※ (B中学校勤務期間) 重複してカウントしない</p>	<p>2018/4/30</p>	<p>通算6年1か月</p> <p>※2つの施設からの実務経験証明書の実務経験期間を合計すれば8年1か月になるが、期間を重複して2つの施設に勤務した場合、重複期間は2年と数えず、1年と数える(3つ以上の場合も同様)。</p> <p>※学校にスクールカウンセラーとして勤務する場合、学校の夏休み等長期期間勤務をしない期間があるが、その他の月においては、週1日以上勤務をしているということであれば、「常態として週1日以上」と考えて差し支えない。</p> <p>※「実務経験証明書」作成日を2018年4月30日とした場合の例</p>
<p>実務経験証明書に係る提出書類</p> <p>【例2は、施行規則第5条第1号の施設と第5号の施設で、一部期間を重複しながら実務を経験した例】</p> <p>○ 施設の代表者による<b>実務経験証明書</b> ※受験者本人が施設の代表者である場合は、代表者であることが分かる書類を添付</p>		
<p><b>例3. 週1日未満の勤務を複数施設で行い「常態として週1日の勤務」となる場合</b> (21ページの「例3」記入見本参照)</p> <p>2010/4/1 ~ 2018/4/30 8年1か月 (D病院に隔週1日勤務)</p> <p>2012/4/1 ~ 2018/4/30 6年1か月 (E保育所に隔週1日勤務)</p>	<p>2018/4/30</p>	<p>通算6年1か月</p> <p>※2つの施設からの実務経験証明書の実務経験期間を合計すれば14年2か月になるが、「常態として週1日以上」の勤務となるのは、いずれも隔週1日勤務のD病院とE保育所を同じ期間に勤務していた6年1か月となる。</p> <p>※「実務経験証明書」作成日を2018年4月30日とした場合の例</p>
<p>実務経験証明書に係る提出書類</p> <p>【例3は、施行規則第5条第5号の施設と第25号の施設で、一部期間を重複して、いずれも隔週1日(2施設あわせて週1日)の勤務により実務を経験した例】</p> <p>○ 施設の代表者による<b>実務経験証明書</b> ※受験者本人が施設の代表者である場合は、代表者であることが分かる書類を添付</p>		

<p><b>例4. 法施行時点（2017(平成29)年9月15日）で業務の休止期間が5年未満である場合</b>                  (22ページの「例4」記入見本参照)</p> <p>2006/5/1～                  6年8か月（D市教育委員会に勤務）</p> <p>2012/12/31                  4年9か月休止</p> <p>※休止中の場合、法施行日時点で5年を経過していないこと。</p>	法 施 行 日	<p>6年8か月                  法施行日時点休止中</p> <p>※休止期間が5年を超える場合は、法附則第2条第2項に該当しない。</p>
<p>実務経験証明書に係る提出書類</p> <p>【例4は、施行規則第5条第26号の施設のうち、国又は地方公共団体が心理支援を行っている施設（この例の場合、教育委員会教育相談室）で実務を経験した例】</p> <p>○ 施設の代表者による<b>実務経験証明書</b>                  ※受験者本人が施設の代表者である場合は、代表者であることが分かる書類を添付</p>		
<p><b>例5. 私設相談室（法人組織）勤務の場合</b>                  (23ページの「例5」記入見本参照)</p> <p>2013/4/1                  5年1か月（法人組織の私設相談室に勤務）</p> <p>2018/4/30</p>	法 施 行 日	<p>5年1か月</p> <p>※「実務経験証明書」作成日を2018年4月30日とした場合の例</p>
<p>実務経験証明書に係る提出書類</p> <p>【例5は、施行規則第5条第26号に該当する可能性のある施設（公益財団法人等法人組織）で実務を経験した例】</p> <p>○ 当該施設が公認心理師法第2条第1号から第3号に掲げる行為を業として行っていることが明記された書類（「税務署への開業届」、「会社・法人登記簿謄本」、「定款」等で、当該施設が上記業務を行っていると明確に判断できる箇所の写し）</p> <p>○ 当該施設の代表者による<b>実務経験証明書</b>                  ※受験者本人が施設の代表者である場合は、代表者であることが分かる書類を添付</p>		
<p><b>例6. 個人で私設相談室を開業し、心理に関する業務を行っている場合</b>                  (24ページの「例6」記入見本参照)                  ※相談室を設けず、個別に業務を行っている場合も同様</p> <p>2012/8/1～                  5年9か月（個人で心理相談を実施）</p> <p>2018/4/30</p>	法 施 行 日	<p>5年9か月</p> <p>※「実務経験証明書」作成日を2018年4月30日とした場合の例</p>
<p>実務経験証明書に係る提出書類</p> <p>【例6は、施行規則第5条第26号に該当する可能性のある施設（個人）で実務を経験した例】</p> <p>○ 受験者本人が開業した施設が法第2条第1号から第3号に掲げる行為を業として行っていることが、明記された書類（「税務署への開業届」等で、当該施設（あるいは受験申込者）が上記業務を行っていると明確に判断できる箇所の写し）</p> <p>○ 当該施設の代表者による<b>実務経験証明書</b>                  ※受験者本人が施設の代表者である場合は、代表者であることが分かる書類を添付</p>		

## 【実務経験証明書の記入について】

### 〈受験を申し込む方へ〉

- (1) 1つの施設では実務経験期間が不足する方でも、異なる複数の施設での実務経験期間を合算することで受験資格を満たせば受験申込みができます。
- (2) 証明書の作成者に、必ずこの「受験の手引」より実務経験証明書の作成に必要な部分（受験資格、分野施設コード及びこの証明書の記入例等）を示してください。
- (3) 受験申込書と実務経験証明書の氏名が異なる場合は、戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書）を必ず提出してください（※外国籍の方は住民票）。
- (4) 実務経験証明書には、平成24（2012）年9月16日から平成29（2017）年9月15日までの間の実務経験期間を証明する実務経験証明書が必要です。

### 〈施設の方（証明書を作成する方）へ〉

- (1) 分野施設コード（32～33ページ）を参照し、間違いがないように作成してください。証明書の内容に不備がある場合は、受験申込みを受け付けできません。
- (2) 訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。修正液で訂正したものは、証明書として無効です。
- (3) 職印を押す前に、必ず証明内容の確認をしてください。また、写しを保存してください。
- (4) 不実・錯誤した内容を記載した場合、試験を無効とします。

## 「例1（単一の施設において業務を行った場合）」の記入見本

【受験申込区分】

**区分G**

複数枚数を必要な場合は、コピー又は日本心理研修センターのホームページよりダウンロードして使用してください。

**第1回公認心理師試験 実務経験証明書**

【公認心理師法（以下「法」という。）附則第2条第2項第2号に係る証明書】

一般財団法人日本心理研修センター理事長 殿

法人等の名称	医療法人◇◇会 A病院		代表者印
所在地	〒×××××-××××× 東京都○○区××町×-×-×		
連絡先	☎ 03-×××××-××××		
代表者	病院長	◇◇ ◇◇	
証明書作成者	事務長	△△ △△	(認印)

※以下のいずれかにチェックをいれてください。

当該施設の上勤務の場合  
次の者は、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為（法1～3）を、下記の期間、常態として週1日以上業として行った者」として、実務経験を有することを証明します。  
※原則「常態として週1日以上」の勤務が求められるが、例えば1か月のうち月末の5日間のみ集中して勤務といったように、極端な偏りがある勤務形態の場合、「常態として週1日」と認められないことに留意願います。

当該施設の下勤務の場合  
次の者は、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為（法1～3）を、下記の期間、常態として【週1日以上】の勤務を1か月に【A】週業として行った者」として、実務経験を有することを証明します。  
※下線部分【A】に該当する数値を右枠に記入願います。（「週1日未満の勤務の場合」にチェックを入れた方のみ）

1 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。  
2 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。  
3 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。

フリガナ	シンリ	ハナコ	生年月日
氏名	(姓) 心理	(名) 花子	(西暦) 19××年××月××日
勤務先名(部署名)	A病院 (部署名: ○○○科)		
分野施設コード	1	0	1
法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間(西暦)	2	0	0
※現在勤務を継続中の場合、終期は本証明書作成日を記入願います。	2	0	1
	8	年	0
	4	月	0
	1	日から	10
	1	か月	

【注意事項】

- 1 「分野施設コード」の「101」～「503」（法施行規則第5条第1号から第25号までに掲げる施設）及び「901」（国又は地方公共団体が心理に関する支援を実施している施設）に該当する施設については、本「実務経験証明書」のみの提出可。  
ただし、受験申込書本表の施設の種類は、代表者であることがわかる書類を添付願います。
- 2 「分野施設コード」が「902」の施設（私設の心理相談等）については、本「実務経験証明書」に加え、当該施設が、法第2条第1号から第3号の業務を行っていたことが明記されている書類（「勤務への就業票」、「会社・法人登記簿謄本」、「定款」等）において、当該施設が上記業務を行っていたと明確に判断できる箇所の写し）を添付願います。
- 3 「法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間」欄の右側の「期間●年●月●日」は日安につき、日には切り捨てて記入願います。  
なお実際の実務経験期間（5年）の判定においては、始期から終期までの日数の合計から重複期間を差し引いた日数を1,825日（1年365日×5年）で除した数値で判断します。
- 4 下の「署名欄（本人記入欄）」には、受験申込書に記載の氏名（戸籍【日本国籍を有している方については住民票】に記載されている文字）を記載願います。結婚等により署名欄（受験申込書）の氏名と証明書等の氏名が異なる場合は、戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書、外国籍の方は、住民票）を添付願います。
- 5 本証明書の記入にあたって、必ずボールペン又は万年筆を使用願います（消せるボールペンは使用不可）。
- 6 本証明者は、（本人記入欄）以外に証明者（受験申込者が、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った施設の代表者等）が記入願います。
- 7 本証明書による実務経験が「週1日以上」を満たさない場合、本証明書のみでは受験資格と認められません。  
本証明書で証明された期間と同じ期間に勤務実態があると証明された他の「実務経験証明書」と合算し、常態として「週1日以上」の勤務実態があると認められた場合は実務経験期間となります。他の「実務経験証明書」と合算する場合、合算する「実務経験証明書」の右下の（本人記入）欄下の下線の空白部分（●枚目～●枚目）に、必ず記入願います。

〈受験申込者本人記入欄〉

<p>受験申込者（本人） 誓約欄</p> <p>この証明書に相違があり受験資格を取り消された場合には、異存のないことを誓約します。</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">心理 花子</p>	<p>1 枚目</p> <p>全 1 枚</p> <p>実務期間判定上、__枚目～__枚目を合算して判定願います。</p>
--	---

が記入・押印箇所となります。

証明権限を有する代表者の職印を使用してください。

実際に当該証明書を作成した方が記名・押印してください。

忘れずに記入してください。

必ずどちらかにチェックしてください。

結婚等で署名欄（受験申込者）の氏名と証明書の氏名が異なる場合、受験申込者は、戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書、外国籍の方は住民票）を必ず添付してください。

受験申込者が、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った施設を記入してください。

32～33ページを参照し、分野施設コード（3ケタ）を記入してください。

法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間を記入してください。

必ず受験申込者本人が記入・押印してください。

「例2（異なる複数の施設において一時期並行して業務を行った場合）」の記入見本①・②

※実務経験証明書を複数枚提出する事例  
記入見本①

【受験申込区分】 区分G 複数枚数を必要とする場合は、コピー又は日本心理研修センターのホームページよりダウンロードして使用してください。	
<b>第1回公認心理師試験 実務経験証明書</b> (公認心理師法(以下「法」という。))附則第2条第2項第2号に係る証明書)	
一般財団法人日本心理研修センター理事長 殿	
法人等の名称	〇〇市立B中学校
所在地	〒1×1×1×1-1×1×1×1×1 東京都〇〇市〇〇町×-×-×
連絡先	〒××××-××××-××××
代表者	校長 ○○ ○○
証明作成者	事務主事 △△ △△
証明書作成日(西暦) 2018年4月30日	
<input checked="" type="checkbox"/> 次の者は、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「文部科学省・厚生労働省で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為(注1-3)を、下記の期間、常態として週1日以上兼業として行った者」として、実務経験を有することを証明します。 ※原則「常態として週1日以上」の勤務が表れるが、例えば1か月のうち月末の5日間のみ集中して勤務といったように、極端な偏りがある勤務形態の場合、「常態として週1日」と認められないことにご留意ください。	
<input type="checkbox"/> 次の者は、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「文部科学省・厚生労働省で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為(注1-3)を、下記の期間、常態として【週1日以上の勤務を1か月に【A】回】兼として行った者」として、実務経験を有することを証明します。 ※下欄部分【A】に該当する数値を右枠に記入願います。(「週1日未満の勤務の場合」にチェックを入れた方のみ)	
注1 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。 注2 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。 注3 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。	
フリガナ	心理 花子
氏名	心理 花子
勤務先名(部署名)	〇〇市立B中学校
分野施設コード	3 0 1
法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を兼として行った期間(西暦)	2 0 1 4 年 0 4 月 0 1 日から 4 年 2 0 1 8 年 0 4 月 3 0 日まで 1か月
※現在勤務中の場合、終期は本証明書作成日を入記願います。受験申込時に、法附則第2条第2項第2号に掲げる期間を満たさない場合は、本証明書のみでは、受験資格と認められませんので、ご留意ください。	
<b>【注意事項】</b> 1 「分野施設コード」の「101」～「503」(法施行規則第5条第1号から第25号までに掲げる施設)及び「901」(国又は地方公共団体が心理に関する支援を実施している施設)に該当する施設については、本「実務経験証明書」のみで提出可。 2 「分野施設コード」が「902」の施設(私設の心理相談等)については、本「実務経験証明書」に加え、当該施設が、法第2条第1号から第3号の業務を行っていたことが確認されている期間(「勤務先の関係者」：「会社」・「法人」等)について、「実務」等として記載願います。 3 「法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を兼として行った期間」欄の右側の「期間」欄は、日単位につき、日にもはり割りして記入願います。 4 ※実務の実務経験期間(注1)の判定においては、期間から期間までの日数の合計から休業期間を差し引いた日数を1265日(1年365日×3年)で除した数値で判断します。 5 4年(「常態」として)の「実務」の実務経験期間(注1)の判定においては、期間から期間までの日数の合計から休業期間を差し引いた日数を1265日(1年365日×3年)で除した数値で判断します。 6 本証明書は、「本人記入欄」以外に証明者(受験申込者)が、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を兼として行った施設の代表者等)が記入願います。 7 本証明書は、「本人記入欄」以外に証明者(受験申込者)が、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を兼として行った施設の代表者等)が記入願います。 8 本証明書で証明された期間と同じ期間に勤務実態があると認められた他の「実務経験証明書」と合算する場合は、合算する「実務経験証明書」の右下の「本人記入」欄下記の空白部分(●後日→●後日)に、必ず記入願います。	
<b>【受験申込者本人記入欄】</b> 受験申込者(本人) 誓約 この証明書に虚偽があり受験資格を取り消された場合には、異存のないことを誓約します。 心理 花子	
2枚記入 全2枚 実務期間計上、1枚目～2枚目を併用して判定願います。	

異なる複数の施設で一時期並行して業務を行った場合、それぞれの施設における「実務経験証明書」(この場合2枚)を提出してください。

記入見本②

【受験申込区分】 区分G 複数枚数を必要とする場合は、コピー又は日本心理研修センターのホームページよりダウンロードして使用してください。	
<b>第1回公認心理師試験 実務経験証明書</b> (公認心理師法(以下「法」という。))附則第2条第2項第2号に係る証明書)	
一般財団法人日本心理研修センター理事長 殿	
法人等の名称	医療法人〇〇会C病院
所在地	〒1×1×1×1-1×1×1×1×1 東京都〇〇区〇〇町×-×-×
連絡先	〒03-××××-××××
代表者	病院長 ■■ ■■
証明作成者	事務長 ○○ ○○
証明書作成日(西暦) 2018年5月18日	
<input checked="" type="checkbox"/> 次の者は、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「文部科学省・厚生労働省で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為(注1-3)を、下記の期間、常態として週1日以上兼業として行った者」として、実務経験を有することを証明します。 ※原則「常態として週1日以上」の勤務が表れるが、例えば1か月のうち月末の5日間のみ集中して勤務といったように、極端な偏りがある勤務形態の場合、「常態として週1日」と認められないことにご留意ください。	
<input type="checkbox"/> 次の者は、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「文部科学省・厚生労働省で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為(注1-3)を、下記の期間、常態として【週1日以上の勤務を1か月に【A】回】兼として行った者」として、実務経験を有することを証明します。 ※下欄部分【A】に該当する数値を右枠に記入願います。(「週1日未満の勤務の場合」にチェックを入れた方のみ)	
注1 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。 注2 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。 注3 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。	
フリガナ	心理 花子
氏名	心理 花子
勤務先名(部署名)	医療法人〇〇会C病院
分野施設コード	2 0 1
法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を兼として行った期間(西暦)	2 0 1 2 年 0 4 月 0 1 日から 3 年 2 0 1 5 年 0 3 月 3 1 日まで 0か月
※現在勤務中の場合、終期は本証明書作成日を入記願います。受験申込時に、法附則第2条第2項第2号に掲げる期間を満たさない場合は、本証明書のみでは、受験資格と認められませんので、ご留意ください。	
<b>【注意事項】</b> 1 「分野施設コード」の「101」～「503」(法施行規則第5条第1号から第25号までに掲げる施設)及び「901」(国又は地方公共団体が心理に関する支援を実施している施設)に該当する施設については、本「実務経験証明書」のみで提出可。 2 「分野施設コード」が「902」の施設(私設の心理相談等)については、本「実務経験証明書」に加え、当該施設が、法第2条第1号から第3号の業務を行っていたことが確認されている期間(「勤務先の関係者」：「会社」・「法人」等)について、「実務」等として記載願います。 3 「法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を兼として行った期間」欄の右側の「期間」欄は、日単位につき、日にもはり割りして記入願います。 4 ※実務の実務経験期間(注1)の判定においては、期間から期間までの日数の合計から休業期間を差し引いた日数を1265日(1年365日×3年)で除した数値で判断します。 5 4年(「常態」として)の「実務」の実務経験期間(注1)の判定においては、期間から期間までの日数の合計から休業期間を差し引いた日数を1265日(1年365日×3年)で除した数値で判断します。 6 本証明書は、「本人記入欄」以外に証明者(受験申込者)が、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を兼として行った施設の代表者等)が記入願います。 7 本証明書は、「本人記入欄」以外に証明者(受験申込者)が、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を兼として行った施設の代表者等)が記入願います。 8 本証明書で証明された期間と同じ期間に勤務実態があると認められた他の「実務経験証明書」と合算する場合は、合算する「実務経験証明書」の右下の「本人記入」欄下記の空白部分(●後日→●後日)に、必ず記入願います。	
<b>【受験申込者本人記入欄】</b> 受験申込者(本人) 誓約 この証明書に虚偽があり受験資格を取り消された場合には、異存のないことを誓約します。 心理 花子	
2枚記入 全2枚 実務期間計上、1枚目～2枚目を併用して判定願います。	

「例3（週1日未満の勤務を複数施設で行い「常態として週1日の勤務」となる場合）」の記入見本①・②

※実務経験証明書を複数枚提出する事例

記入見本①

【受験申込区分】  
区分G  
複数枚数を必要場合は、コピー又は日本心理研修センターのホームページよりダウンロードして使用してください。

**第1回公認心理師試験 実務経験証明書**  
〔公認心理師法（以下「法」という。）附則第2条第2項第2号に準ずる証明書〕

一般財団法人日本心理研修センター理事長 殿

法人等の名称	医療法人○○会 D 病院		代表者印
所在地	〒1-XXXX-XXXX 東京都△△区□□町X-X-X		
連絡先	☎ 03-XXXX-XXXX		
代表者	病院長	○○ ○○	
証明書作成者	事務長	◆ ◆ ◆ ◆	

証明書作成日（西暦） 2018年4月30日

※以下のいずれかにチェックをいれてください。

1 次の者は、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「支那科学者等・厚生労働省令で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為（注1-3）を、下記の期間、常態として週1日以上とまで行った者」として、実務経験を有することを証明します。  
※期間【常態として週1日以上】の勤務が求められるが、例えば1か月のうち月末の5日間のみ集中して勤務といったように、極端な偏りがある勤務形態の場合、【常態として週1日】と認められないことにご留意願います。

2 次の者は、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「支那科学者等・厚生労働省令で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為（注1-3）を、下記の期間、常態として【週1日以上】の勤務を1か月に【A】週とまで行った者」として、実務経験を有することを証明します。  
※下記部分【A】に該当する数値を右枠に記入願います。（「週1日未満の勤務の場合」にチェックを入れた方のみ）

注1 心身に関する支援を要する者の心理状態を把握し、その結果を分析すること。  
注2 心身に関する支援を要する者に対し、その心身に資する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。  
注3 心身に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。

フリガナ	心理	ハナコ	氏名	花子	生年月日	19XX年XX月XX日				
氏名	心理	花子	職務先名（部署名）	医療法人○○会 D 病院	（部署名）					
分野施設コード	101	1	分野施設コード一覧は、「受験の手引」及び日本心理研修センターホームページに掲載していますので、ご参照願います。							
法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間（西暦）	2018	年	04	月	01	日から	8	日まで	6	ヶ月
※限外勤務を継続した場合、期間は本証明書作成を記入願います。	2018	年	04	月	30	日まで	1	日まで	1	ヶ月

（受験申込時に、法附則第2条第2項第2号に掲げる期間に満たない場合は、本証明書のみでは、受験資格と認められませんので、ご留意願います。）

【注意事項】  
1 「分野施設コード」の「101」～「503」（法施行規則第5条第1号から第25号までに掲げる施設）及び「501」（国又は地方公共団体に心理に関する支援を実施している施設）に該当する施設については、本「実務経験証明書」の添付が必須です。  
2 「分野施設コード」が「501」～「503」（法施行規則第5条第1号から第25号までに掲げる施設）に該当し、当該施設が「法第2条第1号から第3号までの業務を行っていること」が明記されている書類（「職務への関係書」、「会社・法人登記簿謄本」、「定款」等）において、当該施設が上記業務を行っていることと明確に開示できる箇所を写しを添付願います。  
3 法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間【期間】欄の右側の「期間」欄は、日単位で記入願います。日単位に記入し、日単位に切り替えて記入願います。当該期間の勤務形態【勤務】欄の右側の「勤務」欄は、法第2条第1号から第3号までの業務を業として行った期間【期間】欄の日単位に記入し、日単位に切り替えて記入願います。  
4 以下の「署名欄（本人記入欄）」には、受験申込書に記載の氏名（行籍）日本国籍を有していない方については法第2条第1号から第3号までの業務を業として行った期間【期間】欄の日単位に記入し、日単位に切り替えて記入願います。別添付欄の「氏名」欄には、法第2条第1号から第3号までの業務を業として行った期間【期間】欄の日単位に記入し、日単位に切り替えて記入願います。  
5 本証明書の記入にあたっては、必ず「本人記入欄」又は「関係者記入欄」を記入願います。（関係者記入欄は関係者記入欄に記入願います。）  
6 本証明書の記入にあたっては、必ず「本人記入欄」又は「関係者記入欄」を記入願います。（関係者記入欄は関係者記入欄に記入願います。）  
7 本証明書の記入にあたっては、必ず「本人記入欄」又は「関係者記入欄」を記入願います。（関係者記入欄は関係者記入欄に記入願います。）  
8 本証明書の記入にあたっては、必ず「本人記入欄」又は「関係者記入欄」を記入願います。（関係者記入欄は関係者記入欄に記入願います。）  
9 本証明書の記入にあたっては、必ず「本人記入欄」又は「関係者記入欄」を記入願います。（関係者記入欄は関係者記入欄に記入願います。）  
10 本証明書の記入にあたっては、必ず「本人記入欄」又は「関係者記入欄」を記入願います。（関係者記入欄は関係者記入欄に記入願います。）

（受験申込者本人記入欄）  
受験申込者（本人） 署名欄  
この証明書に相違があり受験資格を取り消された場合には、異存のないことを誓約します。  
心理 花子

本人記入  
1 枚目 / 全 2 枚  
実務経験期間上、1 枚目～2 枚目を合算して提出願います。

週1日未満の勤務を同じ時期に複数の施設で行い、あわせて「常態として週1日の勤務」となる場合、それぞれの施設における「実務経験証明書」（この例の場合2枚）を提出してください。

記入見本②

【受験申込区分】  
区分G  
複数枚数を必要場合は、コピー又は日本心理研修センターのホームページよりダウンロードして使用してください。

**第1回公認心理師試験 実務経験証明書**  
〔公認心理師法（以下「法」という。）附則第2条第2項第2号に準ずる証明書〕

一般財団法人日本心理研修センター理事長 殿

法人等の名称	○○保育園		代表者印
所在地	〒1-XXXX-XXXX 東京都△△区□□町X-X-X		
連絡先	☎ 03-XXXX-XXXX		
代表者	園長	○○ ○○	
証明書作成者	事務係	□ □ □ □	

証明書作成日（西暦） 2018年4月30日

※以下のいずれかにチェックをいれてください。

1 次の者は、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「支那科学者等・厚生労働省令で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為（注1-3）を、下記の期間、常態として週1日以上とまで行った者」として、実務経験を有することを証明します。  
※期間【常態として週1日以上】の勤務が求められるが、例えば1か月のうち月末の5日間のみ集中して勤務といったように、極端な偏りがある勤務形態の場合、【常態として週1日】と認められないことにご留意願います。

2 次の者は、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「支那科学者等・厚生労働省令で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為（注1-3）を、下記の期間、常態として【週1日以上】の勤務を1か月に【A】週とまで行った者」として、実務経験を有することを証明します。  
※下記部分【A】に該当する数値を右枠に記入願います。（「週1日未満の勤務の場合」にチェックを入れた方のみ）

注1 心身に関する支援を要する者の心理状態を把握し、その結果を分析すること。  
注2 心身に関する支援を要する者に対し、その心身に資する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。  
注3 心身に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。

フリガナ	心理	ハナコ	氏名	花子	生年月日	19XX年XX月XX日				
氏名	心理	花子	職務先名（部署名）	○○保育園	（部署名）					
分野施設コード	203	3	分野施設コード一覧は、「受験の手引」及び日本心理研修センターホームページに掲載していますので、ご参照願います。							
法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間（西暦）	2018	年	04	月	01	日から	6	日まで	6	ヶ月
※限外勤務を継続した場合、期間は本証明書作成を記入願います。	2018	年	04	月	30	日まで	1	日まで	1	ヶ月

（受験申込時に、法附則第2条第2項第2号に掲げる期間に満たない場合は、本証明書のみでは、受験資格と認められませんので、ご留意願います。）

【注意事項】  
1 「分野施設コード」の「101」～「503」（法施行規則第5条第1号から第25号までに掲げる施設）及び「501」（国又は地方公共団体に心理に関する支援を実施している施設）に該当する施設については、本「実務経験証明書」の添付が必須です。  
2 「分野施設コード」が「501」～「503」（法施行規則第5条第1号から第25号までに掲げる施設）に該当し、当該施設が「法第2条第1号から第3号までの業務を行っていること」が明記されている書類（「職務への関係書」、「会社・法人登記簿謄本」、「定款」等）において、当該施設が上記業務を行っていることと明確に開示できる箇所を写しを添付願います。  
3 法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間【期間】欄の右側の「期間」欄は、日単位で記入願います。日単位に記入し、日単位に切り替えて記入願います。当該期間の勤務形態【勤務】欄の右側の「勤務」欄は、法第2条第1号から第3号までの業務を業として行った期間【期間】欄の日単位に記入し、日単位に切り替えて記入願います。  
4 以下の「署名欄（本人記入欄）」には、受験申込書に記載の氏名（行籍）日本国籍を有していない方については法第2条第1号から第3号までの業務を業として行った期間【期間】欄の日単位に記入し、日単位に切り替えて記入願います。別添付欄の「氏名」欄には、法第2条第1号から第3号までの業務を業として行った期間【期間】欄の日単位に記入し、日単位に切り替えて記入願います。  
5 本証明書の記入にあたっては、必ず「本人記入欄」又は「関係者記入欄」を記入願います。（関係者記入欄は関係者記入欄に記入願います。）  
6 本証明書の記入にあたっては、必ず「本人記入欄」又は「関係者記入欄」を記入願います。（関係者記入欄は関係者記入欄に記入願います。）  
7 本証明書の記入にあたっては、必ず「本人記入欄」又は「関係者記入欄」を記入願います。（関係者記入欄は関係者記入欄に記入願います。）  
8 本証明書の記入にあたっては、必ず「本人記入欄」又は「関係者記入欄」を記入願います。（関係者記入欄は関係者記入欄に記入願います。）  
9 本証明書の記入にあたっては、必ず「本人記入欄」又は「関係者記入欄」を記入願います。（関係者記入欄は関係者記入欄に記入願います。）  
10 本証明書の記入にあたっては、必ず「本人記入欄」又は「関係者記入欄」を記入願います。（関係者記入欄は関係者記入欄に記入願います。）

（受験申込者本人記入欄）  
受験申込者（本人） 署名欄  
この証明書に相違があり受験資格を取り消された場合には、異存のないことを誓約します。  
心理 花子

本人記入  
2 枚目 / 全 2 枚  
実務経験期間上、1 枚目～2 枚目を合算して提出願います。

「例4 (法施行時点(2017(平成29)年9月15日)で業務の休止期間が5年未満である場合)」の記入見本

(事務使用欄)																																				
<p><b>【受験申込区分】</b></p> <p><b>区分G</b></p> <p>複数枚数が必要な場合は、コピー又は日本心理研修センターのホームページよりダウンロードして使用してください。</p>																																				
<p><b>第1回公認心理師試験 実務経験証明書</b></p> <p>〔公認心理師法(以下「法」という。)] 附則第2条第2項第2号に係る証明書〕</p> <p>一般財団法人日本心理研修センター理事長 殿</p>																																				
<p>法人等の名称</p> <p>所在地</p> <p>連絡先</p> <p>代表者</p> <p>証明書作成者</p>	<p style="text-align: center;"><b>D市教育委員会</b></p> <p>〒 ××××-××××××</p> <p style="text-align: center;"><b>東京都■■市△△町×-×-×</b></p> <p>☎ ××××-××××-××××</p> <p style="text-align: center;"><b>教育長</b></p> <p style="text-align: center;">□◇ □◇</p> <p style="text-align: center;"><b>庶務グループ長</b></p> <p style="text-align: center;">▽▽ ▽▽</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 100px;">代表者印</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 100px;">認印</div>																																			
<p>証明書作成日(西暦) <b>2018年5月10日</b></p>																																				
<p>※以下のいずれかにチェックをいれてください。</p>																																				
<input checked="" type="checkbox"/> <p>週1日以上勤務の場合</p>	<p>次の者は、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為(注1~3)を、下記の期間、常態として週1日以上業として行った者」として、実務経験を有することを証明します。</p> <p>※原則「常態として週1日以上」の勤務が求められるが、例えば1か月のうち月末の5日間のみ集中して勤務といったように、極端な偏りがある勤務形態の場合、「常態として週1日」と認められないことにご留意願います。</p>																																			
<input type="checkbox"/> <p>週1日未満の勤務の場合</p>	<p>次の者は、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為(注1~3)を、下記の期間、常態として【週1日以上】の勤務を1か月に【A】週業として行った者」として、実務経験を有することを証明します。</p> <p>※下線部分【A】に該当する数値を右枠に記入願います。(「週1日未満の勤務の場合」にチェックを入れた方のみ)</p>																																			
<p>A <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">週</span></p>																																				
<p>注1 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。                  注2 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。                  注3 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。</p>																																				
<p>フリガナ</p> <p>氏名</p> <p>勤務先名(部署名)</p> <p>分野施設コード</p> <p>法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間(西暦)</p> <p>※現在職務を継続中の場合、終期は本証明書作成日を記入願います。</p>	<p style="text-align: center;"><b>シ リ</b> <b>ハ ナ コ</b></p> <p>(姓) <b>心理</b> (名) <b>花子</b> (西暦) <b>19××年××月××日</b></p> <p style="text-align: center;"><b>D市教育委員会</b> (部署名: <b>教育相談グループ</b>)</p> <p>9 0 1   「分野施設コード一覧」は、「受験の手引」及び日本心理研修センターホームページに掲載していますので、ご参照願います。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>6</td><td>年</td><td>0</td><td>5</td><td>月</td><td>0</td><td>1</td><td>日から</td><td>期間</td> </tr> <tr> <td colspan="11"></td> </tr> <tr> <td>2</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>年</td><td>1</td><td>2</td><td>月</td><td>3</td><td>1</td><td>日まで</td><td>8か月</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">受験申込時に、法附則第2条第2項第2号に掲げる期間に満たない場合は、本証明書のみでは、受験資格と認められませんので、ご留意願います。</p>	2	0	0	6	年	0	5	月	0	1	日から	期間												2	0	1	2	年	1	2	月	3	1	日まで	8か月
2	0	0	6	年	0	5	月	0	1	日から	期間																									
2	0	1	2	年	1	2	月	3	1	日まで	8か月																									
<p>【注意事項】</p> <p>1 「分野施設コード」の「101」~「503」(法施行規則第5条第1号から第25号までに掲げる施設)及び「901」(国又は地方公共団体が心理に関する支援を実施している施設)に該当する施設については、本「実務経験証明書」のみの提出で可。                  ただし、受験申込者本人が施設の代表者である場合は、代表者であることがわかる書類を添付願います。                  2 「分野施設コード」が「902」の施設(私設の心理相談室等)については、本「実務経験証明書」に加え、当該施設が、法第2条第1号から第3号の業務を行っていたことが明記されている書類(「税務署への開業届」、「会社・法人登記簿謄本」、「定款」等)において、当該施設が上記業務を行っていたと明確に判断できる箇所の写し)を添付願います。                  3 「法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間」欄の右端の「期間●年●か月」は目安につき、日にちは切り捨てて記入願います。                  なお実際の実務経験期間(5年)の判定においては、始期から終期までの日数の合計から直観期間を差し引いた日数を1,825日(1年365日×5年)で除した数値で判断します。                  4 下の「署名欄」(本人記入欄)には、受験申込書に記載の氏名(戸籍[日本国籍を有していない方については住民票]に記載されている文字)を記載願います。結婚等により署名欄(受験申込書)の氏名と証明書等の氏名が異なる場合は、戸籍抄本(戸籍の個人事項証明書。外国籍の方は、住民票)を添付願います。                  5 本証明書の記入にあたって、必ずボールペン又は万年筆を使用願います(消せるボールペンは使用不可)。                  6 本証明書は、(本人記入欄)以外に証明者(受験申込者が、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った施設の代表者等)が記入願います。                  7 本証明書による実務経験が「週1日以上」を満たさない場合、本証明書のみでは受験資格と認められません。                  本証明書で証明された期間と同じ期間に勤務実態があると証明された他の「実務経験証明書」と合算し、常態として「週1日以上」の勤務実態があると認められた場合は実務経験期間となります。他の「実務経験証明書」と合算する場合、合算する「実務経験証明書」の右下の(本人記入)欄下段の下線の空白部分(●枚目~●枚目)に、必ず記入願います。</p>																																				
<p>〈受験申込者本人記入欄〉</p> <p>受験申込者(本人) 誓約欄                  この証明書に相違があり受験資格を取り消された場合には、異存のないことを誓約します。</p> <p style="text-align: center;"><b>心理 花子</b></p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 100px;">心理</div>																																				
<p>本人記入</p>	<p style="text-align: center;">1 枚目</p> <p style="text-align: right;">全 1 枚</p> <p>実務期間判定上、__枚目~__枚目を合算して判定願います。</p>																																			



「例6（個人で私設相談室を開業し、心理に関する業務を行っている場合）」の記入見本

(事務使用欄)	
<p><b>【受験申込区分】</b></p> <p><b>区分G</b></p> <p>複数枚数が必要な場合は、コピー又は日本心理研修センターのホームページよりダウンロードして使用してください。</p>	
<p><b>第1回公認心理師試験 実務経験証明書</b></p> <p>〔公認心理師法（以下「法」という。）附則第2条第2項第2号に係る証明書〕</p> <p>一般財団法人日本心理研修センター理事長 殿</p>	
法人等の名称	心理 花子 心理相談室
所在地	〒 × × × × - × × × × × × 東京都 ○ ○ 区 × × 町 ○ - ○ - ○
連絡先	☎ 0 3 - × × × × - × × × ×
代表者	役 職 氏 名 心理相談室長 心理 花子
証明書作成者	所 属 ・ 役 職 等 氏 名 認 印 心理相談室長 心理 花子
証明書作成日（西暦） 2 0 1 8 年 4 月 3 0 日	
<p>※以下のいずれかにチェックをいれてください。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 週1日以上勤務の場合 次の者は、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為（注1～3）を、下記の期間、常態として週1日以上業として行った者」として、実務経験を有することを証明します。 ※原則「常態として週1日以上」の勤務が求められるが、例えば1か月のうち月末の5日間のみ集中して勤務といったように、極端な偏りがある勤務形態の場合、「常態として週1日」と認められないことにご留意願います。</p> <p><input type="checkbox"/> 週1日未満の勤務の場合 次の者は、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為（注1～3）を、下記の期間、常態として【週1日以上】の勤務を1か月に【A】週業として行った者」として、実務経験を有することを証明します。 ※下線部分【A】に該当する数値を右枠に記入願います。（「週1日未満の勤務の場合」にチェックを入れた方のみ）</p>	
A 週	
<p>注1 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。 注2 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。 注3 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。</p>	
フリガナ	シ リ ハ ナ コ 生 年 月 日
氏 名	(姓) 心理 (名) 花子 (西暦) 1 9 × × 年 × × 月 × × 日
勤務先名（部署名）	心理花子 心理相談室 (部署名: )
分野施設コード	9 0 2 「分野施設コード一覧」は、「受験の手引」及び日本心理研修センターホームページに掲載していますので、ご参照願います。
法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間(西暦)	2 0 1 2 年 0 8 月 0 1 日から 5 年
※現在職務を継続中の場合、終期は本証明書作成日を記入願います。	2 0 1 8 年 0 4 月 3 0 日まで 9 か月
<p>受験申込時に、法附則第2条第2項第2号に掲げる期間に満たない場合は、本証明書のみでは、受験資格と認められませんので、ご留意願います。</p>	
<p>【注意事項】</p> <p>1 「分野施設コード」の「101」～「503」（法施行規則第5条第1号から第25号までに掲げる施設）及び「901」（国又は地方公共団体が心理に関する支援を実施している施設）に該当する施設については、本「実務経験証明書」のみの提出で可。 ただし、受験申込者本人が施設の代表者である場合は、代表者であることがわかる書類を添付願います。 2 「分野施設コード」が「902」の施設（私設の心理相談室等）については、本「実務経験証明書」に加え、当該施設が、法第2条第1号から第3号の業務を行っていることが明記されている書類（「税務署への開業届」、「会社・法人登記簿謄本」、「定款」等）において、当該施設が上記業務を行っていたと明確に判断できる箇所の写し）を添付願います。 3 「法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間」欄の右端の「期間●年●か月」は目安につき、日にちは切り捨てて記入願います。 なお実際の実務経験期間（5年）の判定においては、始期から終期までの日数の合計から直観期間を差し引いた日数を1,825日（1年365日×5年）で除した数値で判断します。 4 下の「署名欄」（本人記入欄）には、受験申込書に記載の氏名（戸籍[日本国籍を有していない方については住民票]に記載されている文字）を記載願います。結婚等により署名欄（受験申込書）の氏名と証明書等の氏名が異なる場合は、戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書。外国籍の方は、住民票）を添付願います。 5 本証明書の記入にあたって、必ずボールペン又は万年筆を使用願います（消せるボールペンは使用不可）。 6 本証明書は、（本人記入欄）以外は証明者（受験申込者が、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った施設の代表者等）が記入願います。 7 本証明書による実務経験が「週1日以上」を満たさない場合、本証明書のみでは受験資格と認められません。 本証明書で証明された期間と同じ期間に勤務実態があると証明された他の「実務経験証明書」と合算し、常態として「週1日以上」の勤務実態があると認められた場合は実務経験期間となります。他の「実務経験証明書」と合算する場合、合算する「実務経験証明書」の右下の（本人記入）欄下段の下線の空白部分（●枚目～●枚目）に、必ず記入願います。</p>	
<p>〈受験申込者本人記入欄〉</p> <p>受験申込者（本人） 誓約欄 この証明書に相違があり受験資格を取り消された場合には、異存のないことを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">心理 花子</p>	
(事務使用欄)	<p>本人記入</p> <p>1 枚目</p> <p>全 1 枚</p> <p>実務期間判定上、__枚目～__枚目を合算して判定願います。</p>

## 5 送付用封筒の記入例

### 〈封筒の表面〉

切手貼付  
6月1日(金)  
消印有効

3 5 0 0 1 5 1

埼玉県比企郡川島町八幡6-13-2  
 一般財団法人 日本心理研修センター  
 公認心理師試験 受付係 行

※簡易書留引取番号

**簡易書留  
折曲厳禁**

※郵便物の窓口から発送してください。  
 (ポストに投函すると簡易書留になりません。)

**第1回 公認心理師試験 受験申込提出書類在中**  
 (申込受付期間)平成30年5月7日(月)～6月1日(金) 消印有効

受験申込者	住所	〒□□□□□□□□ 東京都××区××町××-×××
	氏名	心理 花子
	TEL	×××-××××-××××

受験希望地  東京・神奈川  愛知  大阪・兵庫  福岡

◆該当する受験申込区分にチェックしてください。

<input type="checkbox"/> 区分A (公認心理師法第7条第1号)	<input type="checkbox"/> 区分C (公認心理師法第7条第3号)
<input type="checkbox"/> 区分D1 (公認心理師法附則2条第1項第1号)	<input type="checkbox"/> 区分D2 (公認心理師法附則2条第1項第2号)
<input type="checkbox"/> 区分E (公認心理師法附則2条第1項第3号)	<input checked="" type="checkbox"/> 区分G (公認心理師法附則2条第2項)

※区分B (公認心理師法第7条第2号)及び区分F (公認心理師法附則2条第1項第4号)は第1回公認心理師試験実施時は該当しておりません。  
 ・締切日(6月1日(金)消印有効)は厳守してください。

受験申込者本人の住所・氏名・電話番号を記入してください。

該当する受験申込区分を1つだけ選択し、チェックしてください。

### 〈封筒の裏面〉

(注意) ■ 受験申込書類は、簡易書留で個人別に送付してください。  
 簡易書留以外の方法で郵送し、不着等の事故が生じた場合でも、日本心理研修センターでは責任を負いません。  
 ■ 6月1日(金)までの消印にあるものに限り受け付けます。  
 6月2日(土)以降の消印のあるものは、受け付けません。

下記の提出書類が揃っているか、もう一度必ず確認してください。

<提出書類のチェック項目>

申込書類	チェック内容	チェック欄
受験申込書	記入漏れ、チェック漏れ、署名漏れはありませんか。	✓
写真・受験手数料振替払込受付証明書貼付用紙	・「写真」と「振替払込受付証明書」を貼り付けていますか。 ・「振替払込受付証明書」には日附印が押されていますか。 ・裏面の「アンケート」を記入していますか。	✓
修了証明書・科目履修証明書	【区分D】 ・履修科目のチェック・科目数に間違いはありませんか。 ・大学の押印がありますか。	✓
実務経験証明書	【区分G】 ・代表者の押印がありますか。 ・「分野施設コード」を正しく記入していますか。 ・「期間」の記入に間違いはありませんか。 ・「本人記入欄」の記入及び押印をしていますか。	✓
公認心理師現任者講習会修了書又は修了証明書	【区分G】 ・公認心理師現任者講習会指定実施団体の押印がありますか。 ・写し(コピー)ではなく原本ですか。(原本の提出が必要です。)	✓
実務経験を客観的に証明する書類等	【区分G】 以下の場合には提出が必要です。 <受験申込者本人が施設の代表者である場合> ⇒本人が代表者であることがわかる書類 〔会社・法人登記簿謄本〕、〔定款〕等 <個人又は法人・私設の相談室等> ⇒〔税務署への開業届〕又は〔会社・法人登記簿謄本〕、〔定款〕等 ※いずれも写し(コピー)で可。	✓
※戸籍抄本(外国籍の方は住民票)	※受験申込書と証明書等の氏名が異なっている場合に限り、「戸籍抄本(外国籍の方は住民票)」の提出が必要となります。	✓
送付用封筒	・この封筒表面の氏名等の記入欄に記入漏れはありませんか。 ・この封筒表面の「受験希望地」、「受験申込区分」にそれぞれ1つずつチェックをしていますか。	✓

※受験申込区分【区分A】、【区分C】、【区分E】に該当する方は、上記以外の書類が必要となります。詳しくは「受験の手引」を参照してください。  
 ※申込書類を送付する前に必ず確認のうえ、チェック欄にレ点を付けてください。

申込書類を送付する前に必ずチェックして申込書類に不備のないように確認してください。

## 6 障害のある方等の受験上の配慮申請

障害のある方等の受験上の配慮については、受験申込書の希望欄の□にチェックし、下記の手続により、障害等の種類及び程度に応じて、点字問題、拡大文字問題、チェック解答用紙等による試験、試験時間の延長、手話通訳者の配置等、受験上の配慮を行います。なお、試験会場、試験室の希望申込みはできません。

※ 受験申込受付期間後は、事故等により受験上の配慮が必要になった場合を除き、配慮申請はできません。十分にご注意ください。

- (1) 障害のある方等で配慮を希望する方は、受験申込前にあらかじめ、センターへのメールにより、必ず「障害のある方等の受験上の配慮申請書」を請求してください。

日本心理研修センター メールアドレス：info-hairyo@jcpp.or.jp

メールタイトルに「配慮申請書請求」、メール文面に「配慮受験を希望する。」旨と、次の内容を記して送信ください。

- ア 氏名（フリガナ）
- イ 郵便番号、住所
- ウ 携帯電話番号
- エ 自宅又は勤務先の電話番号
- オ 連絡先メールアドレス

- (2) 配慮申請書に必要事項を記入し、センターより別途連絡した期日までに、受験申込書等とは別に、センターより別途通知するあて先へ提出してください。

添付資料として、「身体障害者手帳」等の写し、「医師の診断書」等が必要となります。

※ 「受験上の配慮事項」は、受験票と併せて郵送します。

## Ⅳ 受験申込後の注意事項

### 1 受験申込後の注意事項

①提出書類は返却 できません	受験申込書等の受付後は、提出書類は一切返却できません。
②受験希望地は変 更できません	<p>受験申込書の「受験希望地」欄は、必ず1か所のみチェックし、受験希望地を明確にしてください。チェックがされていない場合又は複数選択されている場合は、センターが現住所で判断し、試験地を決定します。</p> <p>受験申込後の「受験希望地」の変更はできません。</p> <p><u>1つの試験地に受験者が集中し、受入れができない場合は、センターで他の試験地への振替を行う場合があります。</u></p>
③受験票の交付	<p>平成30年8月9日（木）投函（郵送）</p> <p>1 7月20日（金）以降、「受験申込書記載事項変更届」が到着した場合、受験票に変更前の住所、氏名等が印字されている場合がありますが、センターで変更の処理をしています。</p> <p>2 受験票の氏名が変更前のものでも、試験当日は既に交付された受験票で受験してください。</p> <p>※ 受験票等の通知書類は、標準字体（例 <u>吉田</u> ⇒ 吉田）又はカタカナで作成される場合があります。</p> <p>※ <b>平成30年8月17日（金）までに受験票が届かない場合は、センターにメール（fuchaku@jcpp.or.jp）でお問い合わせください。</b></p>
④氏名・現住所等 を変更した場合	<p>受験票等の通知書類は、すべて受験申込書に記載された現住所に郵送します。</p> <p>受験申込後に、「氏名」、「性別」、「現住所」、「勤務先等住所」、「本籍地」等を変更した場合（誤記入を含む。）は、直ちに別添の「受験申込書記載事項変更届」（センターのホームページにも掲載予定）を提出してください。</p> <p>※ あて先・提出方法は、次ページの⑤を参照してください。</p> <p>※ 結婚等により、受験申込時から「氏名」が変更になった場合は、戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書。外国籍の方は住民票）を添付してください。</p>

<p>⑤「受験申込書記載事項変更届」のあて先・提出方法</p>	<p>1 あて先</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>〒112-0006 東京都文京区小日向4-5-16 ツインヒルズ茗荷谷10階          一般財団法人 日本心理研修センター 公認心理師試験 変更届受付係</p> </div> <p>2 提出方法</p> <p>(1) 封筒(大きさ・型式自由)のおもて左端に「変更届在中」と明記し、「簡易書留」で郵送してください。</p> <p>(2) 受験票が届いた後に提出する場合は、変更届の右上余白に受験番号を記入してください。</p> <p>(3) 簡易書留の控えは、合否の結果通知を受け取るまで保管してください。  <u>簡易書留以外の方法で郵送し、不着等の事故が生じた場合は、センターでは責任を負いません。</u></p>
<p>⑥送付した書類等の到着の確認</p>	<p>センターでは、送付された受験申込書等の書類が到着しているかどうかについての照会には応じることができません。</p> <p>※ 郵送時に交付される書留郵便物受領書の引受番号により、各自郵便局(ホームページを含む。)で確認することができます。</p>
<p>⑦合格発表</p>	<p>平成30年 11月30日 (金)</p> <p>1 試験終了後、合否の決定を行います。</p> <p>2 合格者には、合格証書及び登録申請書類を送付します。</p> <p>3 不合格者には、その旨を通知します。</p> <p>※ 平成30年12月10日(月)までに結果通知が届かない場合は、センターにメール(fuchaku@jcpp.or.jp)でお問い合わせください。</p> <p>4 合格者の受験番号を厚生労働省及びセンターに掲示するとともに、センターのホームページに掲載します。</p> <p>合格発表直後の時間帯は、ホームページが混み合い繋がりにくくなる場合があります。その場合は、時間をおいて閲覧してください。</p>
<p>⑧受験票の保管</p>	<p>試験終了後も、受験票は大切に保管してください(受験票を紛失しても、受験番号の照会には応じておりません)。</p> <p>今回の受験票が交付された方であって、不合格又は試験日に欠席した方が次回以降の受験申込みをする際に、今回の受験票を提出すれば、あらためて「実務経験証明書」、「修了証明書・科目履修証明書」等を提出せずに受験できるよう準備する予定です。</p>

## 2 受験申込書記載事項変更届の記入例及び提出する際の注意事項

〈現住所が変更した場合〉

作成日 (西暦) ××××年 ××月 ××日

### 第1回公認心理師試験 受験申込書記載事項変更届

フリガナ	心理	花子	性別	男	女	生	年	月	日
氏名	(姓) 心理	(名) 花子	男	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(西暦)19	×	×	×
申込時の現住所	〒××××-×××× 東京都 ××区××町×-×-×								
申込時の勤務先等住所	〒××××-×××× 東京都 府県								
連絡先	☎ ××××-××××-×××× 携帯電話 ☎ ××××-××××-××××								
申込時の本籍地	東京都 府県								

↓

フリガナ	(姓)	(名)	性別	男	女	生	年	月	日
住所	〒××××-×××× 東京都 ○○市○○町×-×-×								
勤務先等住所	〒××××-×××× 東京都 府県								
連絡先	☎ ××××-××××-×××× 携帯電話 ☎ ××××-××××-××××								
本籍地	東京都 府県								
変更日	(西暦) 2018 年 ××月 ××日								

受験票が届いた後に提出する場合は、変更届の右上余白に受験番号を記入してください。

変更届の記入日を記入してください。

氏名、フリガナ、性別、生年月日は、変更がなくても必ず記入してください。

申込時の変更前の内容を必ず記入してください。

変更事項のみ、記入してください。

変更日は、変更になった日又は変更予定の日を記入してください。

※ 裏面の注意事項をお読みください。

【受験申込書記載事項変更届の送付先】	〒112-0006 東京都文京区小日向4-5-16 ツインヒルズ茗荷谷10階 一般財団法人 日本心理研修センター 公認心理師試験 変更届受付係
--------------------	--

### 【受験申込書記載事項変更届を提出する際の注意事項】

- この「受験申込書記載事項変更届」は、受験申込後から氏名が変更になった場合等に使用してください。  
 ※ 結婚等により、受験申込時から「氏名」が変更になった場合は、戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書。外国籍の方は住民票）を添付してください。
- 提出の際は、封筒のおもて左端に「変更届在中」と明記して簡易書留で郵送してください。
- 提出された変更届により受験票等の記載事項が変更されるのは、それぞれ次の日までには到着したのまでです。  
 なお、受験票の氏名等が変更前のままでも試験当日は既に交付された受験票を持参し、解答用紙には変更後の氏名を記入してください。

受験票への変更の反映期限：平成30年7月20日(金)センター着まで  
 結果通知への変更の反映期限：平成30年11月15日(木)センター着まで

- 住所変更の際には、郵便局にも「転居届」を出してください。  
 「転居届」は郵便局にあります。
- 「受験申込書記載事項変更届」の送付先は以下のとおりです。

〒112-0006  
 東京都文京区小日向4-5-16 ツインヒルズ茗荷谷10階  
 一般財団法人 日本心理研修センター 公認心理師試験 変更届受付係

## V 試験当日の注意事項

### 1 注意事項

持参物品	(1) 受験票・試験会場案内図 (注意事項を必ず確認してください。) (2) 筆記用具 (HBの鉛筆又はシャープペンシル (ボールペンは不可)、プラスチック消しゴム) (3) 時計は、時計機能だけの腕時計、懐中時計 (フタのないもの) のみ認めます (辞書機能付は不可)。 ※ アラーム機能は必ず止めておいてください。 (4) 上履きが必要な試験会場は、各自上履きを持参してください (詳細は、受験票で確認してください。)。	
試験会場の開場及び入室時刻	平成30年 9月9日(日)	8時30分から9時20分までの間に入室してください。 (9時30分から注意事項等の説明が始まります。)
試験室への入室	(1) 試験会場入口付近には建物やフロア等の案内が、試験室入口には受験者の座席表が受験番号により掲示されます。 (2) 試験室及びトイレ以外には、立ち入らないでください。 (3) 試験会場では、試験監督員等の指示に従ってください。 (4) 入室時刻までは、試験室内に立入りできません。待機場所もありません。	
座席	(1) 試験室内の座席は、机上に貼り付けられた受験番号を受験票で十分確認してください。 (2) 着席後は、試験監督員から受験番号が見えるよう、机上通路側に受験票を置いてください。	
昼食	(1) 試験会場に食堂はありません。昼食・飲物は各自用意してください。 (2) 試験会場に設置されているごみ箱は使用禁止です。弁当の容器、空き缶等のごみは、各自必ず自宅まで持ち帰ってください (駅や近隣商店のごみ箱に捨てないでください。)。	

### 2 試験会場に関する禁止事項等

- (1) 受験票で指定された試験会場以外での受験はできません。試験会場は受験票の試験会場案内図で必ず確認してください。
- (2) 試験会場となる学校や貸会議室等では、試験に関する業務は行っておりません。電話による道順の照会等は絶対にしないでください。
- (3) 試験会場内の下見はできません。
- (4) 試験会場では、電話の呼出しは一切できません。
- (5) 試験会場では、指定された喫煙場所以外での喫煙を禁止します。全面禁煙の会場では、喫煙は一切できません。会場付近での路上喫煙も禁止します。

(6) 試験会場及びその周辺には駐車駐輪はできません。また、試験会場近隣店舗等の無料駐車場への駐車駐輪は、営業妨害となります。

必ず公共交通機関を利用してください。自家用車及びタクシー等での送迎も禁止します。送迎等による路上駐車、渋滞等は、周辺住民の迷惑となります。当日の違法駐車駐輪は、道路交通法によるレッカー移動等、警察署の厳しい取締りがあります。また、近隣から苦情があった場合、直ちに通報します。

(7) 試験会場では、受験者の妨げにならないように、試験時間外であっても静かにしてください。

(8) 忘れ物はセンターでは責任を負いませんので、注意してください。

(9) 試験当日、試験会場付近で業者が電報や電話による合否通知や模範解答送付の勧誘をしている場合がありますが、このような業者とセンターは一切関係ありません。

### 3 不正を行った場合について

不正行為が判明した場合や、受験申込みにあたって虚偽又は不正の事実が認められた場合は、その受験を停止または試験を無効とすることがあります（35ページ（法第8条第1項）参照）。

### 4 試験会場での携帯電話を含む通信機器等の取扱いについて

不正行為等防止の観点から、試験会場での携帯電話等の通信機器の使用を禁止します。

携帯電話等の通信機器は、電源を切って試験室備付けの封筒に入れ、試験中は机上に置いてください。

※ 試験中に通信機器を身につけていたり、使用が確認された場合は、試験を無効とする場合があります。

※ 電源の切り方やアラーム等の止め方は、必ず事前に確認してください。

### 5 その他

試験当日に欠席する場合、センターに連絡する必要はありません。

欠席した場合、受験手数料は返還できません（35ページ（法第9条第2項）参照）。

欠席した場合、合格発表に関する通知はありません（次回受験申込時には、新たな手続が必要です）。

## VI | コード一覧

## 実務経験証明書の分野施設コード一覧

分野名	施設名称	※参考 法施行規則より	分野施設 コード
保健医療	医療法に規定する病院又は診療所	法施行規則第5条5号 昭和23年法律第205号	101
	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法に規定する介護療養型医療施設又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは地域包括支援センター	法施行規則第5条16号 平成18年法律第83号 平成9年法律第123号	102
	地域保健法に規定する保健所又は市町村保健センター	法施行規則第5条3号 昭和22年法律第101号	103
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター	法施行規則第5条6号 昭和25年法律第123号	104
福祉	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、基幹相談支援センター、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム	法施行規則第5条22号 平成17年法律第123号	201
	児童福祉法に規定する障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童福祉施設又は児童相談所	法施行規則第5条4号 昭和22年法律第164号	202
	子ども・子育て支援法に規定する地域型保育事業を行う施設	法施行規則第5条25号 平成24年法律第65号	203
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園	法施行規則第5条23号 平成18年法律第77号	204
	生活保護法に規定する救護施設又は更生施設	法施行規則第5条7号 昭和25年法律第144号	205
	老人福祉法に規定する老人福祉施設	法施行規則第5条12号 昭和38年法律第133号	206
	売春防止法に規定する婦人相談所又は婦人保護施設	法施行規則第5条9号 昭和31年法律第118号	207
	発達障害者支援法に規定する発達障害者支援センター	法施行規則第5条21号 平成16年法律第167号	208
	社会福祉法に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会	法施行規則第5条8号 昭和26年法律第45号	209
	知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所	法施行規則第5条10号 昭和35年法律第37号	210
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に規定するホームレス自立支援事業を行う施設	法施行規則第5条19号 平成14年法律第105号	211
	子ども・若者育成支援推進法に規定する子ども・若者総合相談センター	法施行規則第5条24号 平成21年法律第71号	212
	厚生労働省組織令に規定する国立児童自立支援施設	法施行規則第5条18号 平成12年政令第252号	213
	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のごみの園法に規定する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のごみの園	法施行規則第5条20号 平成14年法律第167号	214
教育	学校教育法に規定する学校	法施行規則第5条1号 昭和22年法律第26号	301

分野名	施設名称	※参考 法施行規則より	分野施設 コード
司法・犯罪	裁判所法に規定する裁判所	法施行規則第5条2号 昭和22年法律第59号	401
	法務省設置法に規定する刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院若しくは入国者収容所又は地方更生保護委員会若しくは保護観察所	法施行規則第5条17号 平成11年法律第93号	402
	更生保護事業法に規定する更生保護施設	法施行規則第5条15号 平成7年法律第86号	403
産業・労働	労働安全衛生法に規定する労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を講ずる施設	法施行規則第5条14号 昭和47年法律第57号	501
	障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター	法施行規則第5条11号 昭和35年法律第123号	502
	青少年の雇用の促進等に関する法律に規定する無業青少年の職業生活における自立を支援するための施設	法施行規則第5条13号 昭和45年法律第98号	503
その他	国又は地方公共団体が、心理に関する支援を要する者に対し、心理に関する支援を実施している場合は、当該施設		901
	法施行規則第5条第1号から第25号までに掲げる施設及び上記の施設（分野施設コード901）のほか、法人又は個人が法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていることが客観的に明らかである場合は、当該施設（私設の心理相談室等）		902

## VII 関係法令資料

### 1 公認心理師法（抄）

公認心理師法（平成27年法律第68号）（抄）

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において「公認心理師」とは、第二十八条の登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- 一 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
- 二 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 三 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 四 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

##### （欠格事由）

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、公認心理師となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 三 この法律の規定その他保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 四 第三十二条第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

#### 第二章 試験

##### （資格）

第四条 公認心理師試験（以下「試験」という。）に合格した者は、公認心理師となる資格を有する。

##### （試験）

第五条 試験は、公認心理師として必要な知識及び技能について行う。

##### （試験の実施）

第六条 試験は、毎年一回以上、文部科学大臣及び厚生労働大臣が行う。

##### （受験資格）

第七条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業し、かつ、同法に基づく大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めてその課程を修了した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者
- 二 学校教育法に基づく大学において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省

令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であって、文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において文部科学省令・厚生労働省令で定める期間以上第二条第一号から第三号までに掲げる行為の業務に従事したもの

三 文部科学大臣及び厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者  
(試験の無効等)

第八条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとする事ができる。

(受験手数料)

第九条 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

(指定試験機関の指定)

第十条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、前項の申請が次の要件を満たしているときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二 申請者がその行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第二十二條の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者がいること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(試験事務規程)

第十三条 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程(以下この章において「試験事務規程」という。)を定め、文部科学大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、文部科学省令・厚生労働省令で定める。

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となったとき認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(公認心理師試験委員)

第十四条 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、公認心理師として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、公認心理師試験委員(以下この章において「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、文部科学省令・厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、文部科学大臣及び厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があったときも、同様とする。

4 第十一条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

(文部科学大臣及び厚生労働大臣による試験事務の実施等)

第二十五条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

2 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、指定試験機関が第二十一条の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十二條第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(試験の細目等)

第二十七条 この章に規定するもののほか、試験、指定試験機関その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、文部科学省令・厚生労働省令で定める。

#### 第四章 義務等

(信用失墜行為の禁止)

第四十条 公認心理師は、公認心理師の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

第四十一条 公認心理師は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。公認心理師でなくなった後においても、同様とする。

(連携等)

第四十二条 公認心理師は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に対し、保健医療、福祉、教育等が密接な連携の下で総合的かつ適切に提供されるよう、これらを提供する者その他の関係者等との連携を保たなければならない。

2 公認心理師は、その業務を行うに当たって心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治の医師があるときは、その指示を受けなければならない。

(資質向上の責務)

第四十三条 公認心理師は、国民の心の健康を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、第二条各号に掲げる行為に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。

(名称の使用制限)

第四十四条 公認心理師でない者は、公認心理師という名称を使用してはならない。

2 前項に規定するもののほか、公認心理師でない者は、その名称中に心理師という文字を用いてはならない。

(経過措置等)

第四十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

2 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、文部科学省令・厚生労働省令で定める。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十条から第十四条まで、第十六条、第十八条から第二十三条まで及び第二十五条から第二十七条までの規定並びに第四十七条、第四十八条及び第五十条(第一号を除く。)の規定(指定試験機関に係る部分

に限る。)並びに附則第八条から第十一条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(受験資格の特例)

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、第七条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

一 この法律の施行の日(以下この項及び附則第六条において「施行日」という。)前に学校教育法に基づく大学院の課程を修了した者であつて、当該大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めたもの

二 施行日前に学校教育法に基づく大学院に入学した者であつて、施行日以後に心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて当該大学院の課程を修了したもの

三 施行日前に学校教育法に基づく大学に入学し、かつ、心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であつて、施行日以後に同法に基づく大学院において第七条第一号の文部科学省令・厚生労働省令で定める科目を修めてその課程を修了したもの

四 施行日前に学校教育法に基づく大学に入学し、かつ、心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であつて、第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において同号の文部科学省令・厚生労働省令で定める期間以上第二条第一号から第三号までに掲げる行為の業務に従事したもの

2 この法律の施行の際現に第二条第一号から第三号までに掲げる行為を業として行っている者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であつて、次の各号のいずれにも該当するに至ったものは、この法律の施行後五年間は、第七条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

一 文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者

二 文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、第二条第一号から第三号までに掲げる行為を五年以上業として行った者

3 前項に規定する者に対する試験は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、その科目の一部を免除することができる。

(受験資格に関する配慮)

第三条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、試験の受験資格に関する第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令を定め、及び同条第三号の認定を行うに当たっては、同条第二号又は第三号に掲げる者が同条第一号に掲げる者と同等以上に臨床心理学を含む心理学その他の科目に関する専門的な知識及び技能を有することとなるよう、同条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める期間を相当の期間とすることその他の必要な配慮をしなければならない。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に公認心理師という名称を使用している者又はその名称中に心理師の文字を用いている者については、第四十四条第一項又は第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

## 2 公認心理師法施行令(抄)

公認心理師法施行令(平成29年政令第243号)(抄)

(受験手数料)

第二条 法第九条第一項の政令で定める手数料の額は、二万八千七百円とする。

### 3 公認心理師法施行規則（抄）

公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号）（抄）

（大学における公認心理師となるために必要な科目）

第一条 公認心理師法（以下「法」という。）第七条第一号及び第二号の大学における公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 公認心理師の職責
- 二 心理学概論
- 三 臨床心理学概論
- 四 心理学研究
- 五 心理学統計法
- 六 心理学実験
- 七 知覚・認知心理学
- 八 学習・言語心理学
- 九 感情・人格心理学
- 十 神経・生理心理学
- 十一 社会・集団・家族心理学
- 十二 発達心理学
- 十三 障害者・障害児心理学
- 十四 心理的アセスメント
- 十五 心理学的支援法
- 十六 健康・医療心理学
- 十七 福祉心理学
- 十八 教育・学校心理学
- 十九 司法・犯罪心理学
- 二十 産業・組織心理学
- 二十一 人体の構造と機能及び疾病
- 二十二 精神疾患とその治療
- 二十三 関係行政論
- 二十四 心理演習
- 二十五 心理実習（実習の時間が八十時間以上のものに限る。）

（大学院における公認心理師となるために必要な科目）

第二条 法第七条第一号の大学院における公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 保健医療分野に関する理論と支援の展開
- 二 福祉分野に関する理論と支援の展開
- 三 教育分野に関する理論と支援の展開
- 四 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開
- 五 産業・労働分野に関する理論と支援の展開
- 六 心理的アセスメントに関する理論と実践
- 七 心理支援に関する理論と実践
- 八 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践
- 九 心の健康教育に関する理論と実践
- 十 心理実践実習（実習の時間が四百五十時間以上のものに限る。）

（文部科学省令・厚生労働省令で定める者）

第四条 法第七条第一号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。附則第八条第一項第一号を除き、以下同じ。）において第一条各号に掲げる科目を修めて同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であって、同法による大学院において第二条各号に掲げる科目を修めてその課程を修了したもの
  - 二 学校教育法による専修学校の専門課程（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第五号に規定する文部科学大臣が指定するものに限る。附則第八条第一項第二号を除き、以下同じ。）において第一条各号に掲げる科目を修めて卒業した者であって、同法による大学院において第二条各号に掲げる科目を修めてその課程を修了したもの
- 2 法第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。
- 一 学校教育法による大学において第一条各号に掲げる科目を修めて、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
  - 二 学校教育法による専修学校の専門課程において第一条各号に掲げる科目を修めて卒業した者（文部科学省令・厚生労働省令で定める施設）
- 第五条 法第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設であって、同条第一号に掲げる者と同等以上の第二条各号に掲げる科目に関する専門的な知識及び技能を修得させるものとして文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めるものとする。
- 一 学校教育法に規定する学校
  - 二 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）に規定する裁判所
  - 三 地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）に規定する保健所又は市町村保健センター
  - 四 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童福祉施設又は児童相談所
  - 五 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院又は診療所
  - 六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）に規定する精神保健福祉センター
  - 七 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）に規定する救護施設又は更生施設
  - 八 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会
  - 九 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する婦人相談所又は婦人保護施設
  - 十 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者更生相談所
  - 十一 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター
  - 十二 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）に規定する老人福祉施設
  - 十三 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）に規定する無業青少年の職業生活における自立を支援するための施設
  - 十四 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）に規定する労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を講ずる施設
  - 十五 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に規定する更生保護施設
  - 十六 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する介護療養型医療施設又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは地域包括支援センター
  - 十七 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）に規定する刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院若しくは入国者収容所又は地方更生保護委員会若しくは保護観察所
  - 十八 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）に規定する国立児童自立支援施設
  - 十九 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第百五号）に規定するホームレス自立支援事業を行う施設
  - 二十 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）に規定する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
  - 二十一 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）に規定する発達障害者支援センター
  - 二十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に

規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、基幹相談支援センター、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム

二十三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する認定こども園

二十四 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）に規定する子ども・若者総合相談センター

二十五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に規定する地域型保育事業を行う施設

二十六 前各号に掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設  
（文部科学省令・厚生労働省令で定める期間）

第六条 法第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める期間は、二年とする。

（試験施行期日等の公告）

第七条 公認心理師試験を施行する期日、場所その他公認心理師試験の実施に必要な事項は、文部科学大臣及び厚生労働大臣があらかじめ、官報で公告する。

（公認心理師試験の方法）

第八条 公認心理師試験は、筆記の方法により行う。

（公認心理師試験の受験手続）

第九条 公認心理師試験を受けようとする者は、様式第一による公認心理師試験受験申込書を文部科学大臣及び厚生労働大臣（法第十条第一項に規定する指定試験機関が公認心理師試験の実施に関する事務を行う場合にあっては、指定試験機関。第十一条において同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の公認心理師試験受験申込書には、法第七条各号又は法附則第二条第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付しなければならない。

（受験手数料の納付）

第十条 法第九条第一項に規定する受験手数料は、国に納付する場合にあっては前条第一項に規定する公認心理師試験受験申込書に当該受験手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、法第十条第一項に規定する指定試験機関に納付する場合にあっては法第十三条第一項に規定する試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

（合格証書の交付）

第十一条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師試験に合格した者には、合格証書を交付する。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年九月十五日から施行する。

（法附則第二条第一項第一号及び第二号の公認心理師となるために必要な科目）

第二条 法附則第二条第一項第一号及び第二号の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 保健医療分野に関する理論と支援の展開

二 次に掲げる科目のうち二科目

イ 福祉分野に関する理論と支援の展開

ロ 教育分野に関する理論と支援の展開

ハ 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開

ニ 産業・労働分野に関する理論と支援の展開

三 次に掲げる科目のうち二科目

イ 心理的アセスメントに関する理論と実践

ロ 心理支援に関する理論と実践

ハ 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践

ニ 心の健康教育に関する理論と実践

四 心理実践実習

（法附則第二条第一項第三号及び第四号の公認心理師となるために必要な科目）

第三条 法附則第二条第一項第三号及び第四号の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 次に掲げる科目のうち三科目

- イ 心理学概論
- ロ 臨床心理学概論
- ハ 心理学研究法
- ニ 心理学統計法
- ホ 心理学実験

二 次に掲げる科目のうち四科目

- イ 知覚・認知心理学
- ロ 学習・言語心理学
- ハ 感情・人格心理学
- ニ 神経・生理心理学
- ホ 社会・集団・家族心理学
- ヘ 発達心理学
- ト 障害者・障害児心理学

三 次に掲げる科目のうち二科目

- イ 心理的アセスメント
- ロ 心理学的支援法
- ハ 心理演習
- ニ 心理実習

四 次に掲げる科目のうち二科目

- イ 健康・医療心理学
- ロ 福祉心理学
- ハ 教育・学校心理学
- ニ 司法・犯罪心理学
- ホ 産業・組織心理学

五 次に掲げる科目（前号の二科目のうち一科目が同号イに掲げる科目である場合にあっては、ロ又はハに掲げる科目）のうち一科目

- イ 健康・医療心理学
- ロ 人体の構造と機能及び疾病
- ハ 精神疾患とその治療

（受験資格の特例）

第四条 法附則第二条第一項第三号及び第四号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 平成二十九年九月十五日より前に学校教育法による大学に入学した者であって、当該大学において前条に定める科目を修めて同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められたもの
- 二 平成二十九年九月十五日より前に学校教育法による専修学校の専門課程において文部科学大臣が定める日以後に前条に定める科目を修めて卒業した者

第五条 法附則第二条第二項の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次条に定める施設で適法に法第二条第一号から第三号までに掲げる業務を業として行っていた者であって、平成二十九年九月十五日において当該業務を休止し、又は廃止した日から起算して五年を経過しないものとする。

第六条 法附則第二条第二項第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- 一 第五条第一号から第二十五号までに掲げる施設
- 二 前号に定める施設に準ずる施設として文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設

第七条 平成三十四年九月十四日までは、第九条第二項中「法第七条各号又は法附則第二条第一項各号」とあるのは、「法第七条各号、法附則第二条第一項各号又は同条第二項」とする。

## VIII その他

### 個人情報の取扱いについて

#### 個人情報等保護方針

一般財団法人日本心理研修センター（以下、「センター」という。）は、公認心理師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関として、個人情報、個人番号及び特定個人情報（以下、「個人情報等」という。）を適正に取り扱うことがセンターの重要な社会的責務であると認識し、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」をはじめ、関係法令、ガイドライン等を遵守し、個人情報等の保護に万全を尽くしてまいります。

センターが保有する個人情報等は、適法かつ公正な手段によって取得し、取得時に通知した目的の範囲内で利用するものであり、法令に定める場合など正当な理由のある場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく第三者には提供しません。

なお、センターにいただいたお電話については、適切な対応をさせていただくため、録音する場合があります。

- 詳細はホームページに掲載しています。

<http://shinri-kenshu.jp/>

## **一般財団法人 日本心理研修センター**

---

〒112-0006

東京都文京区小日向4-5-16 ツインヒルズ茗荷谷10階

03-6912-2655 (平日10:00～17:00)

【センターHP】 <http://shinri-kenshu.jp/>

【以下の期間中のお問い合わせ】

03-5645-8462 (4月6日～6月1日:平日9:00～17:00)

電話番号をよくお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願いいたします。